第1065回教育委員会

平成30年12月25日 県庁舎教育委員室

1	開	会	午後1時	
2	会期の決	央定		
3	報	告		
	(1)	「来	:訪神:仮面・仮装の神	々」のユネスコ無形文化遺産登録について (文化財・生涯学習課)
	(2)	• / /	. ,	業高等学校専攻科入学者選抜第2次募集
	(3)	につV 鶴岡	_	(高校教育課) 発備に係る関係者懇談会のまとめについて
	(4)	山形	ジ県における運動部活動	(高校教育課高校改革推進室) の在り方に関する方針について
	(=)			(スポーツ保健課)
	(5)	宁历	(30年)及王国体力・理男	能力、運動習慣等調査結果について (スポーツ保健課)
4	議	題		
	議第1	号	山形県体育館及び山州	ジ県武道館の指定管理者の指定について (スポーツ保健課)
	議第2	号	山形県青年の家の指定	E管理者の指定について
	議第3	号	山形県朝日少年自然の	(文化財・生涯学習課生涯学習振興室) で家の指定管理者の指定について
	議第4	. 무	教職員の人事について	(文化財·生涯学習課生涯学習振興室) (教職員課)
5	閉	会	20000000000000000000000000000000000000	
J	17 1	\preceq		

「遊佐の小正月行事(アマハゲ)」を含む「来訪神:仮面・仮装の神々」の ユネスコ無形文化遺産登録について

1. 概 要

昨年3月に、ユネスコ無形文化遺産登録(代表一覧表記載)に向けて文化庁からユネスコ事務局に提出した、本県の「遊佐の小正月行事(アマハゲ)」を含む「来訪神:仮面・仮装の神々」の提案について、11月29日(木)、ユネスコ無形文化遺産保護条約政府間委員会において「記載」の決議がなされた。

※ユネスコ無形文化遺産登録は県内2件目

2. 登録までの経緯

- 平成 21 年 9月 ユネスコ無形文化遺産保護条約第4回政府間委員会(アブダビ・アラブ首長国連邦)において「甑島のトシドン」がユネスコ無形文化遺産に登録。
- 平成 23 年 11 月 同第6回政府間委員会 (バリ・インドネシア) において「男鹿の ナマハゲ」が「情報照会」の決定。
- 平成 28 年 3月 「甑島のトシドン」を拡張し、「男鹿のナマハゲ」を含む国指定重要無形民俗文化財を「来訪神:仮面・仮装の神々」としてグループ化して提案。
- 平成 28 年 6月 ユネスコの審査件数の上限(50件)を上回る提案(56件)が 各国よりあったため、無形文化遺産の登録がない国の審査を優先 するという国際ルールに基づき、日本からの提案(「来訪神:仮 面・仮装の神々」)の審査が1年先送り。
- 平成 29 年 3月 「来訪神:仮面・仮装の神々」を再提案。
※提案概要は別紙1のとおり。
- 平成 30 年 10 月 「来訪神:仮面・仮装の神々」について評価機関より「記載」の 勧告。
- 平成30年11月第13回政府間委員会(ポートルイス・モーリシャス)において 「来訪神:仮面・仮装の神々」について「記載」の決議。

3. 「遊佐の小正月行事(アマハゲ)」の概要

別紙2のとおり

<参考資料>

ユネスコ無形文化遺産について(文化庁)

「来訪神:仮面・仮装の神々」の提案概要

1. 名 称

来訪神:仮面・仮装の神々

2. 内 容

仮面·仮装の異形の姿をした者が、「来訪神」として正月などに家々を訪れ、 新たな年を迎えるに当たって怠け者を戒めたり、人々に幸や福をもたらし たりする行事。

3. 分 野

年中行事(儀式 rituals)

4. 構 成

国指定重要無形民俗文化財である「来訪神」行事 10 件

- ・甑島(こしきじま)のトシドン(鹿児島県薩摩川内市)
- 男鹿(おが)のナマハゲ(秋田県男鹿市)
- ・能登(のと)のアマメハギ(石川県輪島市・能登町)
- 宮古島(みやこじま)のパーントゥ(沖縄県宮古島市)
- ・遊佐(ゆざ)の小正月行事(山形県遊佐町)
- ・米川(よねかわ)の水かぶり(宮城県登米市)
- 見島(みしま)のカセドリ(佐賀県佐賀市)
- ・吉浜(よしはま)のスネカ(岩手県大船渡市)
- ・薩摩硫黄島(さつまいおうじま)のメンドン(鹿児島県三島村)
- ・悪石島(あくせきじま)のボゼ(鹿児島県十島村)

5. 保護措置

伝承者養成. 記録作成. 用具修理·新調. 普及促進 等

6. 提案要旨

- ○「来訪神:仮面・仮装の神々」は、正月など年の節目となる日に、仮面・仮装の異形の姿をした者が「来訪神」として家々を訪れ、新たな年を迎えるに当たって怠け者を戒めたり、人々に幸や福をもたらしたりする行事である。
- ○「来訪神」行事は、伝承されている各地域において、時代を超え、世代から世代へと受け継がれてきた年中行事であり、それぞれの地域コミュニティでは、「来訪神」行事を通じて地域の結びつきや、世代を超えた人々の対話と交流が深められている。
- 〇「来訪神:仮面・仮装の神々」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載は、地域の人々の絆(きずな)としての役割を果たしている無形文化遺産の保護・伝承の事例として、国際社会における無形文化遺産の保護の取組に大きく貢献するものである。

「遊佐の小正月行事 (アマハゲ)」について

1 名 称:遊佐の小正月行事

2 所 在 地 : 山形県遊佐町

3 重要無形民俗文化財指定年月日:平成11年12月21日

4 保護団体 : 遊佐のアマハゲ保存会

5 概要 :

遊佐の小正月行事は、山形県遊佐町に伝承される、正月に行われる行事である。当地では、正月中の所定の日(1・3・6 日など)の晩になると、アマハゲと称する神が人里を訪れるとされ、家々を巡り歩き、新年を祝福する。昭和10年頃までは一様に旧暦の小正月(1月15日)に行われていた。

囲炉裏などで長く暖をとっていると、手足に火斑ができるが、これを当地ではアマゲといい、何もしない怠惰の表れと解している。アマハゲはそのアマゲを剝ぎとる、アマゲ剝ぎに由来するとされ、怠惰を戒めるの意からそう呼ぶようになったという。

アマハゲは、赤鬼や青鬼などの面を着け、藁で編んだケンダンと称するものを幾重にも身に巻きつけ、若者たちが扮する。多くは、太鼓打ちとアマハゲ数名が一団となって巡るが、家に入ると戸主と新年の祝いを交わしたのち、身を揺すりながら大声をあげ、子供や娘、若嫁や若婿などを威嚇し、やがて太鼓の合図とともに終える。次に、酒や料理で接待を受けるが、このとき当家とアマハゲの間で餅の授受がある。

この行事は、年初に当たって神々が訪れ、人びとに祝福を与え、餅をやりとりするなどして地域の豊穣を約束するといった行事である。類似の行事は全国に分布するが、なかでも遊佐のアマハゲは、我が国の民間信仰や神観念の形態をよく示しており、山形県庄内地方の来訪神行事の典型例として重要である。





報告1-3

ユネスコ無形文化遺産について

条約の概要

2003年 無形文化遺産保護条約 採択 [2004年 日本締結(世界で3番目), 2006年 発効]

※世界遺産条約【有形遺産】(1972年採択, 1975年発効)

【目 的】 ■ 無形文化遺産の保護

■ 無形文化遺産の重要性及び相互評価の重要性に関する意識の向上 等

【内容】 ■ 「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」(代表一覧表)の作成

■「緊急に保護する必要のある無形文化遺産の一覧表」の作成

■ 無形文化遺産基金による国際援助 等

締約国数:178

我が国	の無形文化遺産登録(代表一覧表記載)状況等	現在 21件 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	重要無形文化財 文化審議会決定 重要無形民俗文化財 選定保存技術
2008	のうがく 能楽	にんぎょうじょうるりぶんらく 人形浄瑠璃文楽	*************************************	
2009	ががく 雅楽 こしきじまのとしどん 飯島のトシドン【鹿児島】 ちゃっきらこ チャッキラコ【神奈川】	おちやちちみ・えちごじょうふ 小千谷縮・越後上布[新潟] おくのとのあえのこと 奥能登のあえのこと[石川] だいにちどうぶがく 大日堂舞楽[秋田]	はやらねかぐら 早 池峰神楽 【岩手】 だいもくたて 題目立【奈良】	あきうのたうえおどり 秋保の田植踊[宮城] あいぬこしきぶよう アイヌ古式舞踊[北海道]
2010	(みおどり 組踊	^{ゆうきつむぎ} 結城紬【表城・栃木】		
2011	みぶのはなたうえ 壬生の花田植[広島] 佐	mala I. I. Arta	みのし ちちぶまつりのやたいぎょうじとかぐら 濃紙,秩父祭の屋台行事と神楽	たかやままつりのやたいぎょうじ おがのなまはげ 長, 高山祭の屋台行事, 男鹿のナマハゲ
2012	^{なちのでんがく} 那智の田楽[和歌山]			
2013	わしょく にほんじんのでんとうてきなし 和食;日本人の伝統的			
2014	ゎし にほんのてすきわしぎじゅっ 和紙:日本の手漉和紙	せきしゅうばんし ほんみのし ほそかわし ※ 技術【石州半紙、本美濃紙、細川紙】		こ石州半紙【島根】に国指定重要無形文化財 支阜】、細川紙【埼玉】を追加して拡張登録。
2016		2009年に無形文化遺産に登録された京都祇 る秩父祭の屋台行事と神楽【埼玉】, 高山祭(
提案中	らいほうしん かめんかそうのかみがま 来訪神:仮面・仮装のさ	申々 パーントゥ【沖縄】, 遊佐の小正月	行事(アマハゲ)【山形】、米川の水か	, 能登のアマメハギ【石川】, 宮古島の ぶり【宮城】, 見島のカセドリ【佐賀】, 吉 児島】を追加して拡張提案【2017年3月末
提案中		もくぞうけんぞうぶつをうけつぐためのでんとうぎじゅつ 造建造物を受け継ぐための へ	伝統技術「建造物修理·木工」	ものの未審査となっていた国の選定保存技術 こ「檜皮葺・柿葺」「建造物装飾」等を追加して 術を提案。【2018年3月末提案。2019年3月末

登録までの流れ

■締約国からユネスコに申請(毎年3月)

〔毎年, 各国1件の審査件数の制限〕

- * 2018・2019年は2年に1件の審査保障
- *無形文化遺産の登録のない国の審査を優先
- ■評価機関による審査
- ■政府間委員会において決定 (翌年11月頃)
 - ① 記載(inscribe)
 - ② 情報照会(refer)⇒ 追加情報の要求
 - ③ 不記載(not to inscribe)

登録基準 <無形文化遺産保護条約運用指示書(抜粋)>

- 申請国は、申請書において、代表一覧表への記載申請案件が、次のすべての条件を 満たしていることを証明するよう求められる。
- 1. 申請案件が条約第2条に定義された「無形文化遺産」を構成すること。
 - (a) 口承による伝統及び表現 (b) 芸能 (c) 社会的慣習, 儀式及び祭礼行事
 - (d) 自然及び万物に関する知識及び慣習 (e) 伝統工芸技術
- 2. 申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、 よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに<u>貢献</u>するもの であること。
- 3. 申請案件を保護し促進することができる保護措置が図られていること。
- 4. 申請案件が、関係する社会、集団および場合により個人の可能な限り**幅広い参加** および彼らの自由な、事前の説明を受けた上での**同意**を伴って提案されたものであること。
- 5. 条約第11条および第12条に則り、申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。

平成31年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜第2次募集実施要項

山形県教育委員会

平成31年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜第2次募集は、平成31年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針に定めるもののほか、この要項に定めるところにより実施する。

1 募集定員

設置学科	コース	募集人員
	情報技術コース	約3名
生産情報	生産システムコース	約3名
	生産デザインコース	約2名

2 志願資格

次の各号の一に該当する者

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校を、卒業又は平成 30 年 3 月卒業見 込みの者
- (2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条の規定により、高等学校を卒業 した者と同等以上の学力があると認められる者

3 募集公告

県教育委員会の募集についての公告は、平成30年12月14日(金)に県公報によって行う。 県立米沢工業高等学校長は、この公告に基づき募集する。

4 募集要項

- (1) 高等学校では、募集要項に、志願資格、設置学科、入学定員、教育課程の概要、出願手続、 検査日時、検査教科、携行品、受検上の注意、合格発表の日時、入学後の経費に関する記述 等を明確に記載する。
- (2) 高等学校長は、募集要項1部(入学願書も添付)を平成30年12月21日(金)必着で、 県教育庁高校教育課長あて提出する。

5 出願書類の交付

出願に必要な書類は、県立米沢工業高等学校において交付する。

6 出願期間

平成31年1月4日(金)から同年1月11日(金)正午までとする。 郵送の場合でも締切日時までに必着とする。

7 提出書類

(1) 入学願書

学校所定のものに、山形県立学校の授業料等徴収条例(昭和43年3月県条例第18号)に基づき、入学者選抜手数料として2,200円の山形県収入証紙を貼る。ただし、消印はしないものとする。

(2) 履歴書・身上書

学校所定のもの。貼付する写真は、最近3か月以内に撮影した正面顔写真とし、脱帽し、大きさは4cm $\times 5$ cm のもの。

(3) 調査書

高等学校卒業(卒業見込み)の者は、当該高等学校の調査書。 高等学校を卒業していない者は、同等以上の学力を証明する書類とする。

(4) 健康診断書

学校所定のものとし、平成30年4月1日以降に受診したもの。卒業見込みの者は在学校の健康診断の写しで可とする。

8 選 抜

提出書類によるほか、次のとおり小論文及び面接(プレゼンテーションを含む)により行う。

- (1) 期 日 平成31年1月26日(土)
- (2) 場 所 県立米沢工業高等学校
- (3) 選考方法

イ 小論文 (50分)

口 面接(15分程度)

9 合格発表

平成31年1月30日(水)午後3時予定

10 その他

細部については、平成 31 年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜第 2 次募集要項によることとし、同校に問い合わせること。

鶴岡市内の県立高校再編整備に係る関係者懇談会 意見のまとめ【概要版】 _{平成 30}:

平成 30 年 12 月

県教育委員会は、平成 29 年 10 月に公表した「田川地区の県立高校再編整備計画〈第2次計画(骨子案)〉」のうち、鶴岡南高校と鶴岡北高校の統合、加茂水産高校及び庄内農業高校の鶴岡中央高校への統合、庄内地区への併設型中高一貫教育校の設置の3点について、継続して検討するため、鶴岡市内の県立高校再編整備に係る関係者懇談会を設置し、意見を集約することとした。

関係者懇談会の委員は、田川地区の小中学校PTA代表、小中高の校長代表、鶴岡市、大学教員の7名で構成され、平成30年8月から11月まで4回の会合を開催した。また、議論の参考とするため、産業界や同窓会などに幅広く意見聴取を行うとともに、本県における併設型中高ー貫教育校の中間検証を実施し、これらを踏まえて活発な議論を重ね、意見をとりまとめた。

◇ 関係者懇談会の経過

第1回関係者懇談会(8月1日)

【説 明】これまでの経緯、骨子案、対案との比較

【協 議】関係者懇談会の今後の進め方

8月 意見聴取(事前聴取) 産業界、関係同窓会、一般教員等 15 団体 23 名

8月19日 田川地区の県立高校再編整備に係る未就学児保護者対象説明会 参加者32名

第2回関係者懇談会(8月30日)

【報 告】事前聴取、未就学児保護者対象説明会

【意見聴取】私立高等学校長、学識経験者、関係校同窓会、高等研究機関 4団体4名

【意見交換】意見聴取者と関係者懇談会委員による意見交換

8~9月 本県における併設型中高一貫教育校についての中間検証

第3回関係者懇談会(10月23日)

【報告】本県における併設型中高一貫教育校についての中間検証

【協 議】・鶴岡南高校と鶴岡北高校の統合

- 加茂水産高校及び庄内農業高校の鶴岡中央高校への統合(校舎制導入)
- ・庄内地区への併設型中高ー貫教育校の設置

第4回関係者懇談会(11月30日)

【協 議】関係者懇談会「意見のまとめ」(案)

意見のまとめ(12月中旬)

◇ 田川地区の県立高校再編整備に係る事務局説明の概要

少子化の進行と高校再編整備の必要性

○ 田川地区の中学校卒業者数は、平成46年までの30年間で半数以下まで減少する。

	平成 16 年	平成 26 年	平成 36 年	平成 46 年(推計)
中学校卒業者数	2,046 人	1,567 人	1,244 人	約 940 人
10 年前との差	_	-479 人	一323 人	約-300人
対平成 16 年比	_	76.6%	60.8%	約 46%

- 平成27年度から平成36年度までの10年間で8学級程度の削減を予定している。また、 その後の10年間でさらに少なくとも4学級の削減が必要となると見込まれている。
- このままでは、各校の小規模化が進むことになるが、高校として望ましい教育環境を整えるためには、学校の統合等により一定の学校規模を確保する必要がある。

田川地区の県立高校再編整備計画〈第2次計画(案)〉

○ 平成29年10月に公表した骨子案の概要は次の通り。



第2次計画による再編整備後 全体 24学級

庄内中高一貫校(仮称)

高 校 普通科 6学級 理数科 1学級 中学校 2~3学級

<鶴岡南と鶴岡北の敷地・校舎を活用>

庄内総合

フルタイムコース 全日制総合学科 2学級

チャレンジュース 定時制(昼)総合学科 1学級通信制 普通科 80名

<庄内総合の敷地・校舎を活用>

(H36 までに鶴岡南(全)と鶴岡北を統合し、県立中学校を新設 (H32 に山添校は募集停止

| H34 に全日制を1学級減し、昼間定時制・通信制を新設 | 鶴岡南(通)の在籍者は庄内総合(通)に転学

鶴岡工業

工業科

鶴岡中央

普通科 総合学科 加茂水産

水産科

庄内農業

農業科

※2 校舎制とは、複数の学校 を統合した上で、専門学科 の実習のために、移設が困 難な既存の実習施設も活 用していくという学校運 営の形態

(H34 に鶴岡工業(定)は募集停止)

(今後、校舎制※2について検討し、第3次計画で明示)

4 校計 1 4 学級

○ この計画案のうち、庄内総合高校への定時制・通信制の統合及び山添校の募集停止については、平成30年3月に、県教育委員会として方針決定済みである。

◇ 関係者懇談会の意見のまとめ

鶴岡南高校と鶴岡北高校の統合

産業界、同窓会、学識経験者等からの意見聴取及び未就学児保護者対象説明会における主な意見

- ・ 少子化の現状と今後の見通しを踏まえると、統合はやむを得ない。(同趣旨多数)
- ・ 指導体制の充実には学校規模の確保が必要。生徒の将来を第一に考え、質の高い教育を望む。
- ・ 両校が築いてきた歴史と伝統があり、統合を進めるにあたって十分な配慮が求められる。
- ・ 高校の選択肢が一つなくなってしまうのは残念。単独校として存続を望むが、それができない とすれば、統合する計画案についても考えていかなければならない。



関係者懇談会において委員から出された意見のまとめ

- 生徒数の減少を大きな要因として、鶴岡南高校と鶴岡北高校の統合はやむを得ないと の意見が多かった。
- この統合を進めるにあたり、生徒の不利益にならないようにすること、両校の伝統、 特色ある教育活動、地域に果たしてきた役割などを継承すること、どのような学校の理 念を創造していくかをしっかり検討すること、学力差や多様な進路に対する指導を丁寧 に検討することといった意見が出された。

加茂水産高校及び庄内農業高校の鶴岡中央高校への統合(校舎制導入)

産業界、同窓会、学識経験者等からの意見聴取及び未就学児保護者対象説明会における主な意見

- ・ 農業科と水産科の教育は地域産業にとって今後も必要である。(同趣旨多数)
- 統合により学科の枠を超えた横断的な学習もできる新しい学校のモデルとなると期待できる。
- 多様な分野の人との人間関係の広がりを考えると、統合も良いと思われる。
- 水産科には海という教育環境が必要。単独校として運営し、水産・漁業人材を育成して欲しい。



関係者懇談会において委員から出された意見のまとめ

- 庄内の産業振興のため、水産、農業の専門教育は今後とも必要だが、少子化や産業界の変化に伴う定員割れ等の事情により、統合についてはやむを得ないとの意見が多かった。また、新しい魅力を持った教育課程の工夫により、新たな仕事を創出できる人材を輩出するなど可能性が広がるのではないかといった期待感も示された。
- 校舎制の在り方については、校舎の維持経費、教員の配置、生徒や教員がそれぞれの 校舎でどのくらいの時間を過ごすかなど慎重に検討すべき課題があるとの意見が出され た。また、統合後も専門性を確保した学科としてもらいたい、寄宿舎の設置を検討して 欲しい、学級定員の弾力化や二次募集についても検討して欲しいなどといった要望も出 された。

庁内地区への併設型中高一貫教育校の設置

産業界、同窓会、学識経験者等からの意見聴取及び未就学児保護者対象説明会における主な意見

- ・ 中高一貫教育校を設置し、学力をはじめ個性・能力を伸ばす教育をして欲しい。(同趣旨多数)
- ・ 実験実習によりサイエンスに対する興味を引き出す、コミュニケーションに重点を置いた英語 教育を行う、中学校から充実した探究型学習に取り組むなど、特色ある教育が期待できる。
- ・ 中学校と高校の校舎が分離すると中高一貫教育校のメリットが生かせないとの考えもあるが、 環境を変えることがメリハリにつながるという面もある。大切なのはカリキュラムの一貫性であ る。
- ・ 併設型中高一貫教育校では、高校入試がないことによる中だるみ、6年間での学力差の拡大、 内進生と外進生の進度差の調整といった課題への対応が必要である。
- ・ 一部の優秀な生徒のエリート校になるのではないか、小学生の受験競争が過熱するのではないか、地元中学校との間に格差が生まれてしまうのではないかといった懸念がある。

本県における併設型中高一貫教育校についての中間検証

- ・ 東桜学館中学校への入学者は、地元東根市で、小学校卒業者数の8.6%にとどまっている。
- ・ 周辺の小学校 43 校、中学校 16 校、4市2町の教育委員会を対象としたアンケート調査 ⇒ 東桜学館中学校の開校による影響は限定的である。
- ・ 東桜学館中学校では、中高一貫教育の特色を生かした教育が実践され、生徒の主体性や社会性 の育成、学習意欲の向上などの面で、一定の成果が出ている。



関係者懇談会において委員から出された意見のまとめ

- 子どもたちの能力をより一層伸ばすことが期待でき、進路選択の幅が広がるなど、賛 同する意見が多く出された。
- 周辺への影響に対する懸念などがあり、まだ立場を定められないという意見も一部あった。
- 中高一貫教育校の設置検討にあたっては、ソフト面の魅力づくり、校舎改修による施設の充実、子どもや保護者への早期の説明などへの配慮を望む意見が出された。

お問い合わせ

山形県教育庁高校教育課 高校改革推進室 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 TEL 023(630)2493 FAX 023(630)2774 E-Mail ykokokaikaku@pref.yamagata.jp

※ 田川地区の県立高校の再編整備に係る情報については、山形県のホームページ http://www.pref.yamagata.jp/ou/kyoiku/700013/ でご覧になれます。

鶴岡市内の県立高校再編整備 に係る関係者懇談会

意見のまとめ

平成 30 年 12 月

鶴岡市内の県立高校再編整備に係る関係者懇談会

はじめに

県教育委員会は、田川地区の中学校卒業者数の急激な減少に対応するため、外部有識者等による検討委員会の報告書を踏まえ、平成25年3月に「田川地区の県立高校再編整備計画」を策定し、平成36年度を目処に普通科を2校に集約するなどの再編整備の基本的な方向性を示した。一方、中高一貫教育については、外部有識者等による検討委員会の報告書を踏まえ、平成21年6月に「山形県中高一貫教育校設置構想」(以下、「設置構想」という。)を策定し、内陸地区と庄内地区に併設型中高一貫教育校のモデル校を設置する方針を示した。県教育委員会は、これらの方針を具体化するための様々な条件を整理するなど検討を重ねた上で、平成29年10月に、庄内地区の中高一貫教育校設置案を含む「田川地区の県立高校再編整備計画<第2次計画(骨子案)>」(以下、「骨子案」という。)を公表した。

この骨子案についての地域説明会やパブリック・コメント等では、賛否が拮抗しており、 必ずしも理解が得られたと言える状況ではないことから、当初予定していた平成30年1月 定例教育委員会への付議が見送られ、検討を継続することとなった。そのため、平成30年 8月に「鶴岡市内の県立高校再編整備に係る関係者懇談会」(以下、「関係者懇談会」と いう。)が設置され、骨子案の中で、平成30年3月の県教育委員会で方針決定された庄内 総合高校への鶴岡工業定時制及び鶴岡南通信制の統合と鶴岡南高校山添校の募集停止を除 く、鶴岡市内の県立高校再編整備計画案について話し合い、関係者の意見を集約すること となった。

関係者懇談会は、田川地区の小中学校PTA代表、小中高の校長代表、鶴岡市、大学教員の7名で構成され、平成30年8月から11月まで4回の会合を開催した。また、議論の参考とするため、産業界や同窓会などに幅広く意見聴取を行うとともに、本県における併設型中高一貫教育校の中間検証を実施し、これらを踏まえて活発な議論を重ねた。そして、このたび、これまでの関係者懇談会の検討等の経過、事務局の説明の概要、そして関係者懇談会としての考え方と付随する要望事項等を、「意見のまとめ」として集約したところである。

今後、県教育委員会において田川地区の県立高校の再編整備を進めるにあたり、次代を担う子ども達にとって望ましい教育環境を提供する議論の参考となるよう、この「意見のまとめ」を提出する。

平成 30 年 12 月

目次

I	艮	[係	者意	恳談	会に	こお	らけ	る核	食計	等の)経	過.	<i>.</i>													٠.	1
I	專	豩	局に	こよ	る当	Eな	説	明 -	報	告事	耳	の相	既要	<u>.</u>		• • •											2
	1	少	子们	ይወ	進行	テと	高	校耳	編	整備	帯の	必多	要性	Ξ													2
	2	田	川月	也区	の県	位易	高	校理	編	整備	青と	中高	与一	貫	敎育	育校	の討	设置	に使	でる	検討	讨経	過.				3
	(1)	田川	川地	区0	D県	让	高核	交再:	編素	を備	に伊	系る	, .	ħ∄	きで	の糸	圣緯									3
	(2	2)	中高	5 —	貫孝	文育	校	の割	设置	に係	系る	こ∤	にま	で	の糸	圣緯							<i>.</i>				3
	(3	3)	ΓB		地区	<u></u> Σ σ,)県	立高	ā校	再線	靐整	備言	十画	ī<:	第 2	2次	計值	i (骨子	字案) :	<u>[</u>	12:	いっ	て		4
	(4	ŀ)	骨子	字	公才	長後	きの	経緯	韋																		5
	3	鶴	岡市	内	の県	世	高	校拝	[編	整備	崩に	係る	る意	見	徳耳	ወ ጀ	概要	要									6
	4	田	川井	也区	の県	克克	高	校拝	[編	整備	崩に	係る	5未	就	学児	7.	護者	当対	象訓	朔	会(の概	要.				9
	5	本	県は	こお	ける	る併	設	型中	高	一貫	員教	育村	交に	つ	いて	この	中間	引検	証の)概	要.					٠.	9
	-		 -	de						- (
Ш	艮					_				_	_																
	1	,													_												
	(1)	鶴岡	南南	高村	交と	:鶴	岡ゴ	上高	校ℓ)統	合.							- · •					,	`.		12
	(2	2)	加克	5水	産高		を及	び月	E内.	農ӭ		校の	か鶴	間	中ダ	高	校~	への	統合	à (校餐	舎制	導力	O.			13
	2	庄	内均	也区	<u>~</u> 0	り付	設	型다	Þ高·	一貫	复教	育材	交の)設	置落	割に	つし	ヽて	•••	.						•	14
•	◆雀	子料	編◀	•																							16
٠,	<u> </u>																										
l.	交汇 資料																										
ļ	資料																										20
	<u>貝が</u> 資料	_																									
			·				-			-																	
	資料	10	Œ	阿回	中区	An,	/ 保	77年	可仪:	丹林	金金	1順し	1杀	(a)	包牙	己腮	보	(栿	安)						. .		44

I 関係者懇談会における検討等の経過

関係者懇談会を4回開催し、以下のとおり事務局からの説明・報告及び協議等を行った。

- 第1回 関係者懇談会(平成30年8月1日)
 - 1 説明・質疑応答
 - (1) 田川地区の県立高校再編整備に係るこれまでの経緯について
 - (2) 田川地区の県立高校再編整備計画<第2次計画(案)>について
 - (3) 田川地区の高校再編整備計画 対案との比較について
 - 2 協議

関係者懇談会の今後の進め方について

- 第2回 関係者懇談会(平成30年8月30日)
 - 1 説明・報告
 - (1) 第1回関係者懇談会における質疑応答及び協議の概要
 - (2) 鶴岡市内の県立高校再編整備に係る意見聴取(事前聴取)の概要
 - (3) 田川地区の未就学児保護者対象説明会の概要
 - 2 意見聴取
 - (1) 鶴岡市内の県立高校再編整備案について
 - ① 鶴岡南高校と鶴岡北高校の統合
 - ② 加茂水産高校及び庄内農業高校の鶴岡中央高校への統合(校舎制導入)
 - (2) 庄内地区への併設型中高一貫教育校の設置案について
 - (3) その他
 - 3 関係者懇談会委員と意見聴取対象者との意見交換
- 第3回 関係者懇談会(平成30年10月23日)
 - 1 説明・報告
 - (1) 第2回関係者懇談会における意見聴取及び意見交換の概要
 - (2) 本県における併設型中高一貫教育校についての中間検証の概要
 - 2 協議
 - (1) 鶴岡市内の県立高校再編整備案について
 - ① 鶴岡南高校と鶴岡北高校の統合
 - ② 加茂水産高校及び庄内農業高校の鶴岡中央高校への統合(校舎制導入)
 - (2) 庄内地区への併設型中高一貫教育校の設置案について
- 第4回 関係者懇談会(平成30年11月30日)
 - 1 説明・報告

第3回関係者懇談会における協議の概要

2 協議

関係者懇談会における意見のまとめ(案)について

Ⅱ 事務局による主な説明・報告事項の概要

関係者懇談会における議論の参考とするため、事務局より主に次のような説明及び報告を受けた。

1 少子化の進行と高校再編整備の必要性

〇 田川地区の中学校卒業者数は、平成 16 年の 2,046 人に対して、平成 46 年には約 940 人と推計されており、30 年間で半数以下まで減少することとなる。

<田川地区の中学校卒業者数の推移>

	平成 16 年	平成 26 年	平成 36 年	平成 46 年(推計)
中学校卒業者数	2,046 人	1,567人	1,244 人	約 940 人
10 年前との差		-479 人	-323 人	約-300人
対平成 16 年比		76.6%	60.8%	約 46%

○ 中学校卒業者数の減少に対応するため、平成27年度から平成36年度までの10年間で8学級程度の削減を予定している。また、その後の10年間でさらに少なくとも4学級の削減が必要となると見込まれる。下表の平成36年度の欄は、仮に各学校から1学級ずつ削減した場合、平成46年度の欄は、仮に前回の学級減が早い順に4校から1学級ずつ削減した場合の学級数である。

<田川地区の県立高校の1学年当たりの学級数(定時制・通信制を除く)>

学校名	平成 26 年度	平成 36 年度	平成 46 年度
鶴岡南	5(普通4・理数1)	4	4
鶴岡北	4 (普通4)	3	2
鶴岡工業	6 (工業6)	5	4
鶴岡中央	7(普通3・総合4)	6	5
庄内農業	3 (農業3)	2	1
加茂水産	2 (水産2)	1	1
庄内総合	3 (総合3)	2	2
山添	1 (普通1)	_	_
合計	31 学級	23 学級	19 学級

- 学校規模が小さくなった場合、大学等への進学希望が多い普通科においては、充実 した進路指導体制を整えることが困難となり、1学級規模の専門学科においては専門 教科の教員を充分に配置できなくなるなどの課題が生じる。
- 高校入学後に提供できる教育活動の幅と高校卒業後の進路の選択肢を増やし、変化 が激しい社会を生き抜く力を身に付けさせることができる教育環境を整えるためには、 学校の統合等により一定の学校規模を確保する必要がある。

2 田川地区の県立高校再編整備と中高一貫教育校の設置に係る検討経過

(1) 田川地区の県立高校再編整備に係るこれまでの経緯

- 県教育委員会では、田川地区の中学校卒業者数の急激な減少に対応するため、平成23年8月に、地域の有識者等による「田川地区の県立高校再編整備に係る検討委員会」を設置し、平成24年10月に報告書の提出を受けた。これを踏まえて、平成25年3月に「田川地区の県立高校再編整備計画」を策定した。
- この計画では、平成 36 年度を目処に次の方向で再編整備を行うとしている。
 - ・ 普通科を2校に集約し、適正規模を確保する。
 - 工業科は単科型専門高校とする。
 - ・農業科、水産科は、小規模化が更に進行した場合、校舎制の導入を検討する。
 - ・ 総合学科は、当面2校配置を維持し、在り方を検討する。
 - ・ 定時制と通信制を統合し、多様なニーズに対応する。
- 具体的な学校配置等については、「県立高校再編整備基本計画」期間(平成 27~ 36 年度)の中頃に検討するとしている。

(2) 中高一貫教育校の設置に係るこれまでの経緯

- 中高一貫教育は、6年間の一貫した教育課程や学習環境のもとで、生徒の個性や能力をより一層伸長するという、中等教育のもう一つの選択肢を、生徒や保護者に提供することを目的とし、平成10年度に制度化された。中等教育学校、併設型、連携型の3つのタイプがあり、文部科学省は、高校の通学範囲に少なくとも1校整備されることを目標としている。
- 本県では、平成13年に小国町と金山町において、町立中学校と地元の県立高校の間で連携型中高一貫教育が導入された。その後、他のタイプの中高一貫教育校の設置の可能性について検討するため、「山形県の中高一貫教育の在り方に関する検討委員会」を開催し、その報告書に基づいて、平成21年6月に「山形県中高一貫教育校設置構想」を策定し、次の方針を示した。
 - 設置形態は併設型を基本とする。
 - ・ 当面、内陸地区と庄内地区にモデル校を設置し、実践を検証した上で、将来的 には県内4学区への設置を検討する。
 - ・ 学区は県内一円とする。
 - 設置学科は普通科を基本とする。
- 内陸地区については、北村山地区の高校再編整備計画の一環として、平成28年4 月に東桜学館中学校・高等学校が開校した。
- 庄内地区については、平成22年に高校が所在する自治体の教育委員会と意見交換をした時点では、設置を希望する自治体はなかったが、平成26年度から鶴岡市より、 平成27年度から庄内開発協議会より設置要望を受けている。

(3)田川地区の県立高校再編整備計画<第2次計画(案)>について

〇 上記(1)及び(2)で示した方針と地元自治体の要望を具体化するため、平成 29年10月に、庄内地区の中高一貫教育校設置案を含む「田川地区の県立高校再編整 備計画<第2次計画(骨子案)>」を公表した。概要は次の通り。



理数科 1学級 中学校 2~3学級

<鶴岡南と鶴岡北の敷地・校舎を活用>

フルタイムコース 全日制総合学科 2学級 [定時制(昼)総合学科 1学級 チャレンジ コース 通信制 普通科 80名

<庄内総合の敷地・校舎を活用>

/H36 までに鶴岡南(全)と鶴岡北を統合し、県立中学校を新設) |H32に山添校は募集停止

[H34 に全日制を 1 学級減し、昼間定時制・通信制を新設] |鶴岡南(通)の在籍者は庄内総合(通)に転学|

鶴岡工業 工業科

鶴岡中央 普通科 総合学科 加茂水産

水産科

庄内農業

農業科

※2 校舎制とは、複数の学校 を統合した上で、専門学科 の実習のために、移設が困 難な既存の実習施設も活 用していくという学校運 営の形態

(H34 に鶴岡工業(定)は募集停止) (今後、校舎制※について検討し、第3次計画で明示)

14学級 4 校計

○ 鶴岡南高校と鶴岡北高校の統合の理由

学級減が進んだ場合、配置される教員数の減少により、開設できる科目数が限ら れるとともに、大学等進学に向けた十分な進路指導体制を整えることが困難となる。 統合することにより、両校の生徒にとって、高校入学後に提供できる教育活動の幅 と高校卒業後の進路の選択肢を増やすことが可能となる。

○ 庄内総合高校への昼間定時制及び通信制の設置理由

全日制、昼間定時制、通信制の3課程を併設することにより、進路目標や生活状 況等に応じて、学習時間帯や学習形態を選択が可能で、多様な教育ニーズに対応で きる新しいタイプの学校とすることができる。また、生徒数減少により庄内総合高 校全日制の2学級への削減が見込まれるが、3課程の教員が連携することにより、 総合学科の充実した教育課程の編成が可能となる。

- 加茂水産高校と庄内農業高校の鶴岡中央高校への統合の理由 現状で大幅定員割れとなっており、今後の生徒数の減少により、更なる小規模化 の可能性は高い。1学級となった場合、配置できる教員数の減少により、単独の専 門高校としての学校運営が極めて困難となる。鶴岡中央高校との統合により、各学 科の充実した教育課程の編成、多様な部活動の設置、活発な生徒会活動等、スケー ルメリットを生かした教育活動が可能となる。
- 鶴岡南高校山添校及び鶴岡工業高校定時制の募集停止の理由 いずれも近年は大幅な定員割れとなっている。平成27年度から平成36年度の10年間で田川地区において8学級の削減を予定している中で、比較的充足率の高い学校をこれ以上学級減することへの理解を得難い。
- 鶴岡工業高校全日制を単科型専門高校として維持する理由 「山形県産業教育審議会答申」(平成21年6月)では、工業科については工業の6 分野が学べる単科型専門高校と、他の学科を併置した複合型の専門高校の2つの方 向で整備することが望ましいとしている。西学区における工業人材の育成の観点か ら、前者のタイプの学校として整備する。
- 鶴岡市への併設型中高一貫教育校の設置理由
 - ・ 庄内地区の各自治体の中で、鶴岡市が最も子どもの数が多く、既存中学校への 影響が比較的小さいと思われる。
 - 将来にわたって併設型中高一貫教育校としての役割を果たしていくためには、 高校の規模の確保は不可欠であり、今後、田川地区の高校再編整備を進める中で、 より望ましい形で中高一貫教育校を設置するための条件を整えることができる。
 - ・ 公共施設の長寿命化による活用が国及び県の方針として示されている中、近距離に立地している鶴岡南高校と鶴岡北高校の既存の校舎・敷地は、中高一貫教育校での活用に適している。
 - ・ 平成 26 年度より鶴岡市の重要事業要望として、併設型中高一貫教育校の設置要望が出されており、また、鶴岡市教育委員会は「中高一貫教育シンポジウム」を開催するなどして、市民の理解促進に努めている。

(4) 骨子案公表後の経緯

- 骨子案についての地域説明会やパブリック・コメント等では、賛否が拮抗しており、必ずしも理解が得られたと言える状況ではないとの判断から、当初予定していた平成30年1月定例教育委員会への付議を見送り、検討を継続することとした。
- 骨子案に対する主な反対や懸念は次の通り。
 - ・ 鶴岡南高校と鶴岡北高校という伝統校がなくなることは受け入れ難い。定員割れをしていない学校を統合することに抵抗感がある。

- ・ 加茂水産高校及び庄内農業高校を鶴岡中央高校に統合した場合、総合学科に吸収され、専門性が薄れるのではないか。校舎制は生徒の移動の負担が大きい、また、農場の維持管理が難しくなる。工業高校と統合して産業高校にした方が良いのではないか。
- ・ 中高一貫教育校を設置した場合、周辺中学校への影響が大きい、また、受験競争の低年齢化につながるのではないか。東桜学館の評価・検証の後に進めるべきだ。庄内地区全体の意見を聞いて進めるべきだ。中学校と高校の校舎が分離した場合、中高一貫教育のメリットが生かせないのではないか。
- 生徒数の減少に対応した学級数の削減は進めなければならないことから、骨子案の中で平成32年度の鶴岡南高校山添校の募集停止については、教育委員会の方針として決定したことを平成30年3月8日の県議会文教公安常任委員会で報告した。
- また、庄内総合高校への鶴岡工業定時制及び鶴岡南通信制の統合については、地元庄内町や同窓会からは賛同をいただいていること、また、庄内総合高校の一部校舎の耐震性がなく、できるだけ早期に改築するため、将来の学校像を固める必要があることから、平成30年3月27日の臨時教育委員会で方針決定した。
- 鶴岡南高校と鶴岡北高校の統合、加茂水産高校及び庄内農業高校の鶴岡中央高校 への統合、庄内地区への併設型中高一貫教育校の設置案については、継続して検討 することとし、関係者懇談会を開催し、意見をいただくこととした。

3 鶴岡市内の県立高校再編整備に係る意見聴取の概要

- 関係校同窓会、地元産業界、高等教育機関、私立高校、一般教員、有識者、合計 19 団体 27 名を対象に、意見聴取を実施した。23 名については事務局が訪問し、発 言の要点を資料として紹介し、4名については第2回関係者懇談会に出席いただき、直接意見を述べていただいた。
- 聴取事項は次の3点。
 - ア) 鶴岡南高校と鶴岡北高校の統合
 - イ)加茂水産高校及び庄内農業高校の鶴岡中央高校への統合(校舎制導入)
 - ウ) 庄内地区への併設型中高一貫教育校の設置案について
- 聴取事項ア~ウについてのそれぞれの方の基本的な考え方は次の通り。

【鶴岡南高校同窓会長等】

- ア) 同窓会の総意としては、概ね賛成と言える。
- イ)特になし。
- ウ) 積極的ではないが、概ねやむを得ないと考える。

【鶴岡北高校同窓会常務理事】

ア) 高校の選択肢が一つ無くなってしまうのは残念。単独校としての存続を望むが、 できないとすれば、統合する計画案についても考えていかなければならない。

- イ) 教員の確保や部活動の機会が増える点では評価できるが、資格取得や第一次産業 の担い手の育成、当該生徒の負担などの点で問題がないのか。
- ウ)分離校舎は賛成できない。中学校や地域にどのような課題が生じるのか、慎重に 検討が必要である。

【鶴岡工業高校同窓会長】

- ア)統合は、生徒の減少等再編の背景を踏まえれば、仕方がないことではないか。
- イ) 鶴岡工業高校を単科型専門高校として維持する案は理解できる。
- ウ) 中高一貫教育校の設置は、鶴岡市、庄内開発協議会の要望等を踏まえたものであり、理解できる。

【鶴岡中央高校同窓会長】

- ア) 互いに普通科である両校が統合する案に反対はない。
- イ) 近年の入学者選抜の倍率を見ても、鶴岡中央高校に統合せざるを得ない。
- ウ) 鶴岡南高校と鶴岡北高校の統合校を中高一貫教育校とする案に賛成である。

【加茂水産高校同窓会長】

- ア) 両校が築いてきた歴史と伝統、特色ある取組みがあり、統合を進めるにあたって は十分な配慮が求められる。
- イ) 将来を担う子ども達に対して水産・海洋教育を残すためにも、単独校として運営 してもらいたい。
- ウ) 中高一貫教育校の効果については、十分に期待できると思われる。

【庄内農業高校同窓会長】

- ア) 両校の統合は、少子化の状況と進学指導の充実を考えれば当然である。
- イ) 校舎制の導入に賛成である。農業科と水産科は残してもらいたい。
- ウ) 計画案に賛成である。

【鶴岡商工会議所会頭等】

- ア) 鶴岡南高校は単独校として残すべきである。
- イ) 基本的に県教育委員会の計画案に賛成である。
- ウ) 鶴岡北高校に中高一貫教育校を設置し鶴岡南高校と競い合う高校を目指すべき。

【出羽商工会会長】

- ア) 計画案に賛成である。
- イ) 統合により生徒の進路希望の実態に見合う、多様な個性を重視したカリキュラム の構築が可能となるのではないか。
- ウ) 計画案に賛成である。個性や能力を伸長させる教育は非常に重要である。

【県漁業協同組合長等】

- ア) 少子化の現状と今後の見通しを踏まえ、統合はやむを得ない。
- イ) 水産科には海の環境が必要。単独校として、水産漁業人材を育成して欲しい。
- ウ) 賛否もあるが、中高一貫教育校の特色等を踏まえ、中高一貫教育校の設置は、一 つの良い方法ではないか。

【鶴岡市農業協同組合長等】

- ア) 計画案に賛成である。この少子化の現状では致し方ない。
- イ) 将来、人間関係の広がりを考えると、統合も良いことである。
- ウ) これから先を見れば、中高一貫教育校は必要なものである。

【中内たがわ農業協同組合専務理事】

ア) 今後の生徒の将来を第一に考え、新たな高校をつくり、さらに質の高い教育ができるようにすべきだ。

- イ) より高い専門性を身に付けるために、進学の道が広がることは望ましい。
- ウ) 大学入試に対応する高い学力を育成するためにも中高一貫教育校に賛成だ。

【鶴岡市立荘内病院長】

- ア) 指導体制の充実には学校規模の確保は必要。時代に合った新たなものを加え、これから伝統を構築していけばよい。
- イ) 計画案に賛成である。農業科、水産科は残すべきである。
- ウ) 学力も子どもの才能の一つ。さらに伸ばす環境が必要。是非設置して欲しい。

【慶應義塾大学先端生命科学研究所教授】

- ア) 生徒の数が減っているだから、高校再編は仕方のないことだ。
- イ)計画案で良いのではないか。
- ウ) 中学のうちから夢に向かってとことんやらせたい。より良い教育環境を整備し、 流出を防ぎ、人を呼び込むこともできる。選択肢が増えることは良いことだ。

【山形大学農学部教授】

- ア) 田川地区に進学校を二つ置くのは難しい。少子化の現状では、統合は仕方がない。
- イ) 3校の高校入選の倍率を見ると、このまま維持するのは難しいだろう。
- ウ) 実験実習によるサイエンスに対する興味、コミュニケーションに重点を置いた英 語教育、中学校から充実した探究型学習など、特色ある教育が期待できる。

【三川町教育委員会教育長】

- ア)統合により学校規模を確保し、「引き出しの多さ」があることが大切。切磋琢磨 により、学校が活性化するようにすべき。
- イ) 学科の枠を超えた横断的な学習もできる新しい学校のモデルとなる。
- ウ) 中学校と高校の校舎が分離することについて、環境を変えることがメリハリにつ ながるという面もある。大切なのはカリキュラムの一貫性である。

【羽黒高校校長】

- ア)統合により学校規模を確保し、切磋琢磨できる環境が必要だろう。
- イ)農業科・水産科は経費がかかることから、今後も県が役割を担って欲しい。
- ウ)中高一貫教育校の設置に反対はない。定員を精選して、教育水準を維持すべき。

【鶴岡東高校校長】

- ア)賛成ではないが、強く反対とも言えない。
- イ)鶴岡中央高校に含めていくことに反対しない。
- ウ) 生徒が減少する中で、中高一貫教育校の設置に不安はあるが、選択肢が増えると いう考えもある。

【鶴岡市立鶴岡第一中学校教諭】

- ア)少子化の中、高校再編は避けて通れないと思う。
- イ)統合の理由を、事務局の説明を聞いて理解した。
- ウ) 一部の優秀な生徒のエリート校になってしまうのではないか。市町の中学校との 間に格差が生まれてしまう。

【鶴岡南高校教諭】

- ア) 今後の生徒数減を考えると、個人的には再編は不可避であると思う。
- イ) 鶴岡中央高校への統合及び校舎制について、仕方がないと思う。
- ウ) 中高一貫教育校は、鶴岡南高校と鶴岡北高校の統合校への設置が望ましい。
 - (※ 発言内容の要点については、第2回及び第3回関係者懇談会の資料として、県のホームページに掲載している。http://www.pref.yamagata.jp/ou/kyoiku/700013/kokokaikaku/tagawakenntouiinnkai.html)

4 田川地区の県立高校再編整備に係る未就学児保護者対象説明会の概要

- 8月19日に、田川地区の未就学児保護者を対象とした説明会を実施した。参加者 32名。参加者の主な意見は次の通り。
 - ・ 大学進学を目指す生徒や、専門の技術を身に付ける生徒、特別な支援が必要な 生徒も十分に活躍できる高校を田川地区につくって欲しい。
 - ・ 併設型中高一貫教育校の設置に賛成である。カリキュラムや学校運営のスタイルを具体的に示して欲しい。
 - ・ 併設型中高一貫教育校では、高校入試がないことによる中だるみ、6年間での 学力差の拡大、内進生と外進生の進度差の調整といった課題への対応が必要であ る。
- 参加者にアンケートを実施し、25 名からの回答を得た。自由記述欄の内容の分析 結果は次の通り。
- ◇「田川地区の県立高校再編整備計画案」についての意見等の内訳
 - ・ 賛成の意見 6名
 - ・条件付きで賛成の意見 4名
 - ・ 賛否が不明もしくは再編には直接関係ない意見 5名
 - ・否定的な意見 1名
- ◇「庄内中高一貫校(仮称)」についての意見等の内訳
 - ・賛成の意見 10名
 - ・条件付きで賛成の意見 2名
 - ・替否が不明 3名
 - ・中高一貫教育校については賛成だが、高校部分について反対の意見 3名
 - ・否定的な意見 1名
- (※ 参加者の発言要旨及びアンケート結果の詳細については、第2回関係者懇談会 の資料として、県のホームページに掲載している。)

5 本県における併設型中高一貫教育校についての中間検証の概要

- 東桜学館中学校・高等学校が開校して3年目を迎え、中学生が3学年そろった時点での中間的な検証を実施した。
- 本県における併設型中高一貫教育校設置の目的に沿って、下記の3つの視点からの検証とし、東桜学館中学校に係る諸資料・データ、近隣の4市2町の教育委員会・小学校43校、中学校16校を対象としたアンケート調査等を基に分析・評価した。結果の概要は次の通り。(※ 結果の詳細については、第3回関係者懇談会の資料として、県のホームページに掲載している。)

【視点1】 進路選択肢の拡大とそれに伴う近隣小中学校への影響

- ・ 東桜学館中学校の志願倍率は2倍を超えており、一定数の進学希望者を確保している。出身小学校数は、県内73校、県外2校にのぼり、村山と最上を中心にして、多くの児童に中高一貫教育の選択肢を提供している。
- ・ 東桜学館中学校への入学者数は、最も影響の大きい地元東根市においても、小学 校卒業者数の8.6%にとどまっている。
- ・ 小中学校へのアンケート調査によると、東桜学館中学校の開校による影響について、7割以上の学校が「ほとんど変化(影響)がなかった」としており、影響は限定的であるといえる。

<アンケートの主な記述内容>

(小学校)・東桜学館中学校入学を目指し主体的に活動するなど良い影響があった。

(中学校)・リーダー性のある生徒が減少している。

- ・これまで活躍の機会が限られていた生徒が活躍する機会が増えた。
- ・学級減に伴う教員数減により、委員会及び部活動の設置数を見直した。
- (教育委員会)・小中学校教育の活性化につながっている。さらに生徒の魅力ある学校づくりの推進に取り組んでいきたい。

【視点2】 豊かな体験活動による個性の伸長と社会性・豊かな人間性の育成

<東桜学館中学校の取組みと成果>

- ・ 異年齢集団による活動等、多様な体験活動により、社会性や豊かな人間性の育成 が図られている。高校生のリードのもと、中学生は様々な刺激を受けることができ ている。
- ・ 学校評価アンケートの結果では、生徒の9割以上が各活動のねらいに沿って、主体的に取り組んでいると感じている。また、生徒の社会性等に関するアンケート調査の結果からは、入学当初から高い社会性を持っている生徒が多いが、行事等を通してさらに高まる傾向にある。
- ・ 部活動については、場面に応じて中高合同で活動しており、中学3年時に部活動 を引退することなく、6年間継続して活動することができる。各種大会やコンクー ル等で優秀な成績を収めているものもある。

<今後の取り組むべき課題>

- ・ 通学区域が広く、公共交通機関を利用している生徒が多い。そのため、家族との 連絡等で携帯電話やスマートフォンを保持している割合が高い。公共の場における ルールやマナー、不審者情報等安全上の情報収集等を徹底していく必要がある。
- ・ 通学方法や通学時間が多様化しているため、通学に要する時間や家庭で過ごす時間の使い方が重要になっている。十分な睡眠時間を確保しながらも、家庭学習の時間の確保、食事や入浴など、自己管理の在り方について具体的に説明し、指導を強化している状況にある。

【視点3】6年間の計画的・継続的な教育活動や探究的な学習等による進路実現に向けた学力の向上

<東桜学館中学校の取組み>

- ・ キャリア教育や総合的な学習の時間の全体計画が整備され、6年間の計画的・継続的な指導がなされている。特に総合的な学習の時間では、東北芸術工科大学と連携し、1年間を通して教科の枠を超えた探究的な学習を行っている。
- ・ 中高一貫教育の特色を生かし、数学における高校の学習内容の一部先取り学習、 サイエンスセミナー、イングリッシュキャンプ、海外研修旅行など、理数教育と外 国語教育に重点を置いた教育がなされている。

<成果>

- ・ 学校として、平成29年4月から5年間、文部科学省のスーパーサイエンスハイスクールに指定された。
- ・ 学習に係る学校評価アンケートでは、意欲的に学習していると感じている生徒が 多く、また、県学力等調査によると、家庭学習を平日1日当たり2時間以上の生徒 の割合が、県平均を大きく上回っている。
- ・ 全国学力状況調査では全ての科目において、県学力等調査では全ての観点において、県平均を大きく上回っている。また、実用英語技能検定や学習に係る各種コンクール・コンテストにおいて、優秀な成績を収めている生徒がいる。

<今後の取り組むべき課題>

- 6年間を通した教科指導により、確かな学力を身に付けさせることが重要である。 毎週、中高合同教科会を行い、6年間のシラバスを作成している。今後、シラバス を完成させるとともに、生徒理解に立った教科指導を行っていくことが大切である。
- ・ 高校で、内進生と外進生が一緒になることについて、数学の先取りによる学習進度差、年次としての一体感など、想定される課題の洗い出しとその対応策を、校内 に特別委員会を設置し検討を重ねている。
- ・ 進路指導の全体計画(マイコンパス)に基づき、自律、協働、創造の育成を目指し、各学年及び年次における教育実践を推進するとともに、評価・改善しながら、 そのシステム化を図っていくことが重要である。

Ⅲ 関係者懇談会における意見のまとめ

1 鶴岡市内の県立高校の再編整備案について

(1) 鶴岡南高校と鶴岡北高校の統合

○ 生徒数の減少を大きな要因として、鶴岡南高校と鶴岡北高校の統合はやむを得な いとの意見が多かった。

<この趣旨の主な発言>

- 生徒の減少に伴い、統合は避けて通れない問題だと感じている。
- 生徒数の減少による学校の小規模化の見込みや、意見聴取の内容から、県教育委員会の案で進めることに理解が得られるものと考える。
- ・ 田川地区の子どもたちにどんな力を付け、社会に送り出していくかを考えたとき、適正な学校規模を確保し、切磋琢磨し競争できる環境を設ける必要がある。
- · 統合により高校としての適正規模による教育活動ができるようにすることで、 将来につながる豊かな学びの質という点で、優れたものになっていくと考える。
- ・ 地区全体の子どもの数が千人を切るような規模になることが予想される中、田 川地区に進学校が2校は多いのではないか。
- この統合を進めるにあたり、生徒の不利益にならないようにすること、両校の伝統、特色ある教育活動、地域に果たしてきた役割などを継承すること、どのような学校の理念を創造していくかをしっかり検討すること、学力差や多様な進路に対する指導を丁寧に検討することといった意見が出された。

<この趣旨の主な発言>

- ・ 統合までの間、小規模化が進み、生徒の不利益にならないような環境整備が必要である。
- ・ 両校独自の進学指導や授業のレベルがあると思われるが、両校のこれまでの優れた指導を生かしながら、生徒を社会に送り出して欲しい。
- ・ 両校には学習指導や部活動などの特色ある教育実践があり、上級学校への進学 実績も成果をあげている。これらを大切にしながら、1+1が2以上になるよう な学校づくりへのビジョンを明確にもって進めていく必要がある。
- ・ 両校の卒業生によって培われてきた伝統を大切にし、同窓会にも丁寧に対応して調整を図り、「統合して良かった」という気持ちになれるように進めて欲しい。
- ・ 両校が地域で果たしてきた役割をいかにして生かして残していくかが大切だ。 新しい学校としてどんな理念の学校づくりをするのか、この地域の将来を見据え て十分に議論して欲しい。
- ・ 県内最高の進学実績を出す、施設も今までに無いようなものとなるよう充実させるなど、魅力的な学校づくりが大切である。
- ・ 一番の主役である生徒が豊かな教育を受けることができるよう、どのような学 びを与えられる高校にしていくかを大切にすべきである。
- ・ これまでの両校に比べて、進学、就職といった幅広い希望をもった生徒が集まる大きな高校になると思う。その中で、今までのノウハウも生かしながら、学力 差に対応して適切な指導をしていくようお願いしたい。

(2) 加茂水産高校及び庄内農業高校の鶴岡中央高校への統合(校舎制導入)

○ 庄内の産業振興のため、水産、農業の専門教育は今後とも必要だが、少子化や産業界の変化に伴う定員割れ等の事情により、統合についてはやむを得ないとの意見が多かった。また、新しい魅力を持った教育課程を工夫することにより、新たな仕事を創出できる人材を輩出するなど可能性が広がるのではないかといった期待感も示された。

くこの趣旨の主な発言>

- ・ 水産科と農業科は、教室の学習だけではなく、実習を通して能力を伸長することができる。できるだけ長く単独で存続できれば良いが、将来的に生徒が集まらない場合には、統合もやむを得ないのではないか。
- ・ 高校の小規模化による教員の配置などを考えると、統合はやむを得ないのでは ないか。
- ・ 単独校として残すことができないとすれば残念な思いもあるが、統合により、 基礎と専門性の両立を図り、これまでにない新たな連携を取り入れた特色あるカ リキュラムを組むと良いのではないか。
- ・ 庄内の産業振興のため、水産、農業の専門性を保証していくことが大切である。 6次産業化という視点が注目される中、他の学科との連携により多様な学習プログラムを提供するとともに、幅広い進路選択が可能となるなどが期待できる。
- ・ 総合学科においても水産や農業も体験できるカリキュラムにすることで、興味 が湧き、より深く学びたいという生徒が出てくるかもしれない。地元産業に密着 し、専門性があり、資格取得もできる、興味関心があれば将来の職業につなげて いけるような高校になる可能性がある。
- 校舎制の在り方については、校舎の維持経費、教員の配置、生徒や教員がそれぞれの校舎でどのくらいの時間を過ごすかなど慎重に検討すべき課題があるとの意見が出された。また、統合後も専門性を確保した学科としてもらいたい、寄宿舎の設置を検討して欲しい、学級定員の弾力化や二次募集についても検討して欲しいなどといった要望も出された。

<この趣旨の主な発言>

- ・ 校舎が離れており、施設の利用、存続の経費、教員の配置等の課題について検 討が必要である。移動の経費が、保護者の負担とならないようにして欲しい。
- ・ 校舎制は、既存校舎や設備を使用できるメリットもあるが、移動のロスもある。 無理、無駄のないカリキュラムを組むことができれば良い。
- ・ 実習のある日だけ生徒が実習施設のある校舎に行くという形態と、生徒は実習 施設のある校舎に通い、普通科目の教員がそれぞれの校舎に出向いていく形態が 考えられる。メリット・デメリットを比較しながら慎重に検討する必要がある。
- ・ 水産の学習には海という環境が不可欠という話もあった。農業や水産の校舎で 学ぶ時間を多くとれるように検討してもらいたい。
- ・ 水産と農業を総合学科の中の系列にするのではなく、専門学科として維持している。募集定員の弾力化や二次募集の検討も必要ではないか。
- 水産科は、庄内以外からも生徒が集まるような魅力を出すため、寄宿舎の整備 も検討して欲しい。

2 庄内地区への併設型中高一貫教育校の設置案について

子どもたちの能力をより一層伸ばすことが期待でき、進路選択の幅が広がるなど、 賛同する意見が多く出された。

<この趣旨の主な発言>

- ・ グローバル化や多様化を考えたとき、庄内地区に、探究的、主体的、協働的な 学びを深める場として、中高一貫教育という選択肢ができるのはプラスに捉えて 良いのではないか。
- 子どもたちのチャレンジする力や能力を伸ばすことができる。小学校卒業時点での進路選択の幅が広がることは良いことだと思う。
- ・ 様々な関係団体から、県教育委員会の案への賛同の声が多く出された。保護者 からも、期待を示す意見が多く寄せられている。
- ・ すでに他県等において中高一貫教育の成果や課題が整理されているので、課題 は克服しながら設置していけば良いのではないか。
- ・ 東桜学館についての資料から、非常に特色ある学校がつくられており、併設型 中高一貫教育校の良さを感じることができた。進路選択の幅が広がる、個性の伸 長や可能性が広がるといった魅力を大切にすべきだ。
- 周辺への影響に対する懸念などがあり、まだ立場を定められないという意見も一 部あった。

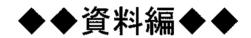
<この趣旨の主な発言>

- ・ 大学進学を目指す子どもがこの学校を目指すことになると思うが、村山に比べて庄内は学校数が少ないので、地元中学校への影響が大きいのではないか。また、公立の普通科の間の学力差が大きくなるのではないか。高校の統合と切り離して考えてもよいのではないか。東桜学館高校に内進生が入っていないので、現段階で意見を言うのが難しい。
- 中高一貫教育校の設置検討にあたっては、ソフト面の魅力づくり、校舎改修による施設の充実、子どもや保護者への早期の説明などへの配慮を望む意見が出された。

くこの趣旨の主な発言>

- 6年間のカリキュラムの特色や効果的な交流によって、生徒相互が学び合うソフト面での魅力づくりをしていって欲しいと思う。
- ・ 鶴岡市にある新たな学校として、地域の声をできる限り反映させ、豊富な教育 資源を生かしながら、この地ならではの、この地でなければできない学校となる ように今後議論を重ねて欲しい。
- ・ 他県の検証結果をみると、進学実績でも成果が出ているとのことだったので、 魅力ある学校にして欲しい。
- ・ 設置にあたっては、より広い範囲での募集になることから、他地区の声にもきちんと耳を傾けながら、地域に合った、地域に根差した学校づくりを進めて欲しい。

- ・ 地域のためにプラスとなるよう、将来的には地元に帰って来られるようなシステム作りを、学校・教育関係者だけでなく、地域や企業が一体となって考えていかなければならないと思う。
- ・ 校舎の改修について、最小限とするのではなく、それぞれの校舎に中高一貫教育の特色が見えるよう最大限の努力をお願いしたい。
- 併設型の中高一貫教育校でどんな学びができ、近隣中学校での学びと何が違うのかを児童・保護者にわかりやすく、時間的余裕をもって提示をしていく必要がある。
- 中高一貫教育校についての説明の際は、高校入試がないという謳い文句は用いない方がよい。
- ・ 近隣中学校において学級減があった場合に、教員の数が減り、地元中学校を選 んだ生徒に不利益が生じないよう、特例的に教員の加配をするなど、影響を最小 限にできるような配慮などができると良いのではないか。



田川地区の県立高校再編整備に係るこれまでの経緯

【県立高校再編整備に係る主な経緯】

平成 23 年 8 月~平成 24 年 10 月

田川地区の県立高校再編整備に係る検討委員会

平成 25 年 3 月

田川地区の県立高校再編整備計画の策定

【中高一貫教育校の設置検討に係る主な経緯】

平成 19 年 2 月~平成 20 年 1 月

山形県の中高一貫教育の在り方に関する検討委員会

平成 21 年 6 月

山形県中高一貫教育校設置構想の策定

平成 21 年〜25 年 設置要望の自治体なし

平成 26 年 5 月

鶴岡市が重要事業要望(~平成 30 年)

*他市町からは要望なし

平成 27 年 5 月

庄内開発協議会が重要事業要望(~平成 30 年)

平成 27 年 9 月

鶴岡市教育委員会が田川地区高校再編シンポジウム を開催(中高一貫教育について)

平成 28 年 4 月

県立東桜学館中学校・高等学校開校

平成 28 年 12 月

鶴岡市教育委員会が中高一貫教育シンポジウムを開催

平成 29 年 10 月 5 日

第2次計画(骨子案)の公表

平成 29 年 10 月 16 日~11 月 15 日

第2次計画(骨子案)への意見募集(パブリック・コメント)の実施(45名から 81件の意見)

平成29年11月1日(庄内町)・2日(鶴岡市)

第2次計画(骨子案)に係る地域説明会の実施(庄内町87名、鶴岡市178名 参加)

平成 29 年 12 月

1月定例教育員会での付議の見送りを公表

平成 30 年 2 月

鶴岡市教育委員会が中高一貫教育シンポジウ ムを開催

平成30年3月8日

文教公安常任委員会にて、平成32年度の鶴岡南高校山添校の募集停止を公表

平成30年3月27日

臨時教育委員会にて、庄内総合高校に鶴岡工業定時制及び鶴岡南通信制を統合し、全日制総合学科、昼間定時 制総合学科、通信制普通科を併設する計画案を方針決定

≪継続検討≫

- ・鶴岡南高校と鶴岡北高校の統合
- ・加茂水産高校及び庄内農業高校の鶴岡中央高校への統合(校舎制導入)
- ・庄内地区への併設型中高一貫校の設置案について

平成 30 年 8 月~11 月

鶴岡市内の県立高校再編整備に係る関係者懇談会の設置(4回開催)

平成 30 年 8 月 ~ 12 月

庄内地区への中高一貫教育校の設置に係る意向調査

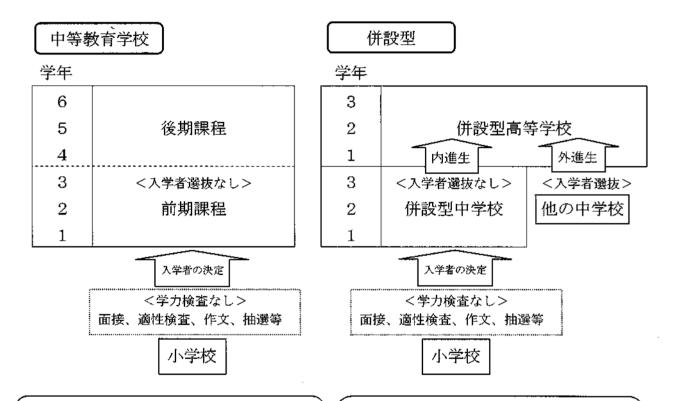
資料2

山形県中高一貫教育校設置構想 概要

平成 21年6月 山形県教育委員会

1 中高一貫教育の概要

- ○中学校と高等学校を6年間で継続的に教育する制度である。
- ○中等教育学校、併設型、連携型の設置形態がある。(連携型は金山、小国地区で実践)



- □ 一つの学校として、6年間一体的に 中高一貫教育を行うもの。高等学校入 学者選抜の影響を受けず、生徒集団が 同一メンバーに固定される。
- □ 6年間の計画的・継続的な教育活動 を最も効果的に展開できる。
- □ 中学校3年、高等学校3年であり、 設置者が同じ。併設型中学校からは、 入学者選抜なしで、併設型高等学校に 入学が可能である。
- □ 中等教育学校に準じた教育効果が 期待できることに加え、固定化しやす い人間関係を緩和することができる などの利点もある。

特色・意義

- ① 高等学校入学者選抜なし
- ② 6年間の計画的・継続的な教育活動(知識の活用や探究の時間が充実)
- ③ 小学校卒業段階における進路選択肢の拡大
- ④ 幅広い年齢集団による活動

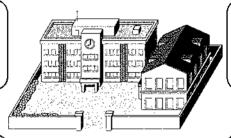
2 新たな中高一貫教育校の設置構想

□ 設置形態

- 併設型中高一貫教育校の設置を基本とする
- □ 設置場所及び通学区域(学区)
- 当面、内陸地区と庄内地区にモデル校を設置し、実践を検証した上で、将来的には、県内4学区への設置を検討する
- 交通の利便性がよく、既存の中学校の生徒数等への影響が極力小さい場所に設置する
- 学区は県内一円とする
- □ 設置学科
- 高校卒業後の進路選択の幅が広い普通科を基本とする

目指す学校像

□ 体験の積み重ね等を通 して、個性や創造性を伸 ばすことができる学校



□ 子どもたちが描く将来 の希望と6年間の学びと が直結する学校

□ 専門性の深化・高度化 を図る探究的な学習活動 を実現する学校

個性を伸ばす6年 能力を伸ばす6年

□ 教師が子どもとじっく り向き合い、きめ細かい 教育を実践する学校

育てる生徒像

- □ 社会に貢献するという強い意思を持って、自分の進路を選択し、独り立ちできる人間
- □ 自分の選択した分野でリーダーシップを発揮し、温かい心を持って未来の山形を切り 拓く人間

教育方針

- □ 豊かな体験を通して、3・3制(従来の中学校・高等学校)で伸ばしきれていない生徒の 個性・能力を伸長する
- □「知る」楽しさ、「わかる」喜び、「知識を活用する」面白さを伝える
- □ なりたい自分を実現するために、自分の未来を切り拓く「学力」をつける

鶴岡市内の県立高校再編整備に係る関係者懇談会設置要綱

(設置)

第1条 鶴岡市内の県立高校再編整備について、関係者の意見を求め、今後の検討の参考 とするため、鶴岡市内の県立高校再編整備に係る関係者懇談会(以下「懇談会」という) を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、鶴岡市内の県立高校再編整備について協議を行う。

(組織)

- 第3条 懇談会の委員は、鶴岡市内の県立高校再編整備に係る有識者、鶴岡市行政関係者、 学校関係者、鶴岡市PTA関係者のうちから教育長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、委嘱した日から平成31年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

- 第4条 懇談会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 座長は、懇談会を主宰する。

(会議)

第5条 懇談会は、必要に応じて座長が招集する。

(意見の聴取)

第6条 懇談会は、必要があると認めるときは有識者等の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、山形県教育庁高校教育課高校改革推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、座長が別に 定める。

(附 則) この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

資料 4

」 鶴岡市内の県立高校再編整備に係る関係者懇談会委員

(敬称略、五十音順)

	氏 名	所属等
阿	部 敬 子	三川町立横山小学校 校長
岩	田 瑛 子	鶴岡市PTA連合会 母親委員長
尾	形 圭一郎	鶴岡市教育委員会 学校教育課 課長
小	川 雅子	山形大学 地域教育文化学部 教授
菅	原 弘 昭	鶴岡市立鶴岡第一中学校 校長
髙	橋たず子	県立庄内総合高等学校 校長
藤	野淳	鶴岡市PTA連合会 会長

資料5

鶴岡市内の県立高校再編整備に係る意見聴取(概要)

1 意見聴取の概要

- (1) 対 象:関係校同窓会、有識者、地元産業界、高等教育機関、私立高校、一般教員 計 27 名
- (2) 期間等:① 平成30年7月31日(火)~8月10日(金)
 - ② 第2回関係者懇談会(8月30日(木))
- (3) 方 法:事前聴取(上記①の期間に、事務局が伺い、意見を聴取した。) 当日聴取(上記②に、関係者懇談会に出席いただき、意見を聴取した。)

2 意見聴取事項

- (1) 鶴岡市内の県立高校再編整備案について
 - ① 鶴岡南高校と鶴岡北高校の統合
 - ② 加茂水産高校及び庄内農業高校の鶴岡中央高校への統合(校舎制導入)
- (2) 庄内地区への併設型中高一貫教育校の設置案について
- (3) その他

3 意見聴取者

(敬称略、No.1~15:事前聴取、No.16~19:当日聴取)

احر اختام	3.4公4人1	•	(可久小小時、190.1 ~15 . 尹月川小小八八八	, 10 · ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬
No.			氏 名 (役 職 名)	備考
	齋藤	正志	(県立鶴岡南高等学校同窓会長)	
\mid $_{1}\mid$	國井	英夫	(県立鶴岡南高等学校同窓会副会長)	
	森	俊直	(県立鶴岡南高等学校同窓会事務局長)	
	佐藤	守	(県立鶴岡南高等学校同窓会事務局次長)	明庆林园泰人
2	佐藤	弘	(県立鶴岡工業高等学校同窓会長)	関係校同窓会
3	冨樫	洋子	(県立鶴岡中央高等学校同窓会長)	
4	佐藤	満	(県立加茂水産高等学校同窓会長)	
5	齋藤	隆	(県立庄内農業高等学校同窓会長)	
G	早坂	剛	(鶴岡商工会議所会頭)	
6	加藤	淳一	(鶴岡商工会議所専務理事)	
7	上野	隆一	(出羽商工会会長)	
8	本間	昭志	(県漁業協同組合代表理事組合長)	
0	田村	勇次	(県漁業協同組合専務理事)	
	佐藤	茂一	(鶴岡市農業協同組合代表理事組合長)	地元産業界
9	伊藤	淳	(鶴岡市農業協同組合代表専務理事)	
9	阿部	昭裕	(鶴岡市農業協同組合理事参事)	
	白幡	静夫	(鶴岡市農業協同組合企画管理部長)	
10	宮崎	重美	(庄内たがわ農業協同組合代表専務理事)	
11	三科	武	(鶴岡市立荘内病院院長)	
12	曽我	朋儀	(慶應義塾大学先端生命科学研究所教授)	高等教育機関
13	牧	静雄	(羽黒高等学校長)	私立高校
14	遠藤	学	(鶴岡市立鶴岡第一中学校教諭)	4元 44- 足
15	本間	篤士	(県立鶴岡南高等学校教諭)	一般教員
16	齋藤	哲	(鶴岡東高等学校長)	私立高校
17	鈴木	孝純	(三川町教育委員会教育長)	有識者
18	田澤	妙子	(県立鶴岡北高等学校同窓会常任理事)	関係校同窓会
19	村山	秀樹	(山形大学農学部教授)	高等教育機関
			. ""	

<問合せ先>

山形県教育庁高校教育課高校改革推進室

〒990-8570 山形市松波二丁目 8-1 TEL 023 (630) 2493 FAX 023 (630) 2774 E-Mail ykokokaikaku@pref.yamagata.jp

※ 田川地区の県立高校の再編整備に関する情報については、 県ホームページでもご覧になれます。 http://www.pref.yamagata.jp/ou/kyoiku/700013/

概要版 山形県における部活動の在り方に関する方針

徒と教員等との好ましい人間関係の構築 を図ったり、自己肯定感を高めたりするな 学校教育の一環として行われる部活動 は、異年齢との交流の中で、生徒同士や生 ど、教育的意義が大きい活動です。

あるとともに、体力の向上や健康の増進に と関心のある同好の生徒が、スポーツを通 した交流や、より高い水準の技能や記録に 挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを 味わい、豊かな学校生活を経験する活動で 特に、運動部の活動は、スポーツに興味 も極めて効果的な活動です。

適切な運営のための体制整備

- 運動部活動方針の策定
- 指導・運営に係る体制の構築
- 外部人材の確保
- ・リーダーバンクやまがたの活用

2合理的かつ効率的・効果的な活動 の推進のための取組み

- ◆生徒の心身の健康管理と事故防止
- ◆指導者の体罰、ハラスメントの根絶
- √指導者の資質向上、各種手引きの活用

方針の目的

◎生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築 ◎教員の働き方改革の推進





4 運動部活動における事故防止

- ▶活動前・活動中・荒天時における 配慮事項
 - ・事故発生時の連絡体制と応急手当

(土·日曜日) 1日以上

週休日

日1日以上、

計

週あたりの休養日

日の活動時間

高等学校

中学校

3.適切な運動部活動の運営

平日2時間程度、週休日等3時間程度

5 生徒の多様なニーズに応じた活 動のための体制整備

- ▶合同部活動、拠点校の体制整備
- ♥学校と地域が協動・融合した地域 のスポーツ環境の整備

主催しないよう理解と協

主権の

保護者会

練習金

力を求める

븨

貅

始業前練習

部活動の活動時間と併せ て上記基準内とすること

1

部活動を補完す

クラブ等の活動

6学校単位で参加する大会等の見 面し

- ▶複数校合同チームの大会参加等の 在り方を検討
- ·各学校の運動部が参加する大会の 精査

高体連•高野連

中体連

体育協会 (競技団体)

部活動指導員•外部指導者

部七 連携 共通理解

(数職員・生徒) 小校

部活動指導員の任用、研修会の開催等

学校や地域の実態に応じた地域スポ

一ツ団体との連携

民間事業者の活用によるスポーツ環

部活動の在り方に関する方針を策定

設置者の取組み

保護者

(スポーシクレブを組む) お 域

協働·融合

学校の取組み

- ▶部活動の在り方に関する方針を策定
 - 部活動運営委員会(仮称)の設置
- 運動部活動顧問は活動計画等を定期的 に校長に提出する等

境の整備等



山形県における運動部活動の在り方に関する方針 高等学校・特別支援学校高等部編

平成30年12月 山形県教育委員会

目 次

\Diamond	はじめに		• • •		• •	• •	• •	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	1
\Diamond	山形県は	こおける本力	分針策定の	の趣旨	等•			•	• •	•	•	•		•	•	•	•	•	2
1	適切な遺	運営のための)体制整(備・・			• •	•		•	•	•	• •	•	•	•	•	•	3
2	合理的で	ごかつ効率的	り・効果的	的な活	動の打	推進	のた	<u>-</u> め	の耳	放組	み	•		•	•	•	•	•	5
3	適切な遺	動部活動の	運営・			• •	• •	•		•	•	•	• •	•	•	•	•	•	6
4	運動部沿	5動における	多事故防」	上につ	いて		• •	•		•	•	•		•	•	•	•	•	8
5	生徒のニ	ニーズを踏ま	ミえたスプ	ポーツ	環境の	の整	備・	•		•	•	•	• •	•	•	•	•	•	9
6	学校单位	工で参加する	大会等の	の見直	し・			•		•	•	•		•	•	•	•	•	11
<	(参考資料	↓ >																	
	参照1	事故発生時	ちゅう 連絡体	本制•				•		•	•	•		•	•	•	•		12
	参照2	心停止に対	する応急	急手当	• •			•		•	•	•		•	•	•	•	•	13
	参照3	熱中症予防	ちの原則		• •			•		•	•	•		•	•	•	•	•	14
	参照4	熱中症対応	ジフロー	• • •	• •	• •	• •	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	15
	参照5	落雷事故》	ち止の防」	上につ	いて	• •	• •	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	16
	参照6	落雷基礎知	一識・・					•		•	•	•		•	•	•	•	•	16

はじめに

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が大きい活動です。特に、運動部の活動は、スポーツに興味と関心のある同好の生徒が、スポーツを通した交流や、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にもきわめて効果的な活動です。

しかしながら、全国的に運動部活動は、近年、少子化に伴う部員数や部活動数の減少、部活動の 過熱化による長時間の活動がもたらす生徒への身体的・精神的負担、教員の多忙化などが課題とな っているほか、部活動指導においての専門性を有している教員が全体の半数に満たないなど、学校 だけでその運営体制を維持していくことが難しい状況となってきております。

このような状況下において、本県教育委員会では、スポーツ庁が平成30年3月に策定した「これからの運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、平成30年5月~9月に本県が実施した運動部活動実態調査結果を踏まえるとともに、外部有識者も含めて設置した策定委員会等の意見を伺ったうえで、「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」を策定しました。

本方針を踏まえて、市町村教育委員会及び学校法人並びに各学校にあっては、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されるよう努めていただくとともに、教員のワーク・ライフ・バランスの実現が図られることを期待します。

結びに、本方針の策定にあたり、御協力賜りました山形県における運動部活動の在り方に関する 方針策定委員会の各委員、その他関係各位に対し、深く感謝申し上げます。

平成30年12月

山形県教育委員会教育長 廣瀬 渉

山形県における本方針策定の趣旨等

- 本方針は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月 スポーツ 庁策定)(以下、「国のガイドライン」という。)に則り、高等学校(私立高等学校及び特別 支援学校高等部を含む。以下同じ)段階の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい スポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、 競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
 - ▶ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、 生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保 持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バ ランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
 - ▶ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
 - ▶ 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- 県立学校にあっては本方針に則り、市町村教育委員会及び学校法人(以下、「学校の設置者」 という)にあっては、本方針を参考に、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、以下 の点を遵守して速やかに改革に取り組む。
 - 県教育委員会は、学校の設置者や学校が行う改革に必要な支援等に取り組む。
- 本方針は、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず該当するものである。
- 県教育委員会は、本方針に基づく各学校の設置者及び各学校の運動部活動改革の取組み状況について、定期的にフォローアップを行う。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

- ア 学校の設置者は、本方針を参考に、「設置する学校に係る運動部活動の方針」(以下、「設置者の方針」という。)を策定する。
- イ 校長は、県立学校にあっては本方針に、市立高等学校及び私立高等学校にあっては「設置者の方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」(以下、「学校の方針」という。)を策定する。運動部顧問は、年間の活動計画(活動日、活動時間、休養日及び参加予定大会日程等)及び活動実績(活動日時、休養日及び大会参加日程等)を作成し、定期的に校長に提出する。
- ウ 校長は、「学校の方針」及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- エ 学校の設置者は、上記ウに関し、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が 効率的に行えるよう、県教育委員会が作成した様式を参考に、簡素で活用しやすい様式の作 成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保及び教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。
- イ 県教育委員会及び学校の設置者は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や 校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用して学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を 行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安 全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いか なる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒・保護者等の信頼を損ね るような行為の禁止等)を遵守すること等に関し、定期的に研修を行う。

- ウ 県教育委員会は、学校が部活動指導員及び外部指導者を活用しやすくするため、専門的指導力を有する地域のスポーツ人材の発掘・登録などを行う「リーダーバンクやまがた」を整備し、学校の設置者及び学校に情報提供を行う。
- エ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員 の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌とな るよう留意するとともに、外部指導者からの協力を得るなど、学校全体としての適切な指導、 運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- オ 校長は、定期的な活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、 生徒が安全にスポーツ活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を 行う。
- カ 校長は、運動部活動を適切に運営するために、部活動運営委員会(仮称)を設置し、各運動部活動の取組みの確認や評価を行い、改善に努める。なお、部活動運営委員会(仮称)は、学校の教職員のみならず、保護者、地域のスポーツ関係者、地域医療関係者等も組織に加えるなどして、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携及び学校と地域の連携などについて、理解や協力を求めるよう努めることが望ましい。
- キ 県教育委員会及び学校の設置者は、運動部顧問、部活動指導員及び外部指導者を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組みを行う。
- ク 学校の設置者及び校長は、教員の運動部活動への関与について、「学校における働き方改 革に関する緊急対策(平成29年12月26日文部科学大臣決定)」及び「学校における働 き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る 取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)」を踏まえ、法令 に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- ケ 校長は、各運動部の運営では保護者等の理解と協力が重要であることから、スケジュール や活動状況等の情報を常に共有し、信頼関係を深めるよう努める。

また、各運動部活動の保護者会等が設置されている場合は、運営主体、学校への支援体制及び会計責任等について保護者会等との役割を明確にし、共通理解を図るよう努める。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組み

(1) 適切な指導の実施

- ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)に努めるとともに、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。県教育委員会及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組みが徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適 切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、 必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

あわせて、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 運動部活動指導のための各種手引の活用

運動部顧問は、中央競技団体が作成した指導手引や「運動部活動外部指導者の手引き」(平成30年3月県教育委員会)を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

3 適切な運動部活動の運営

各学校の運動部活動の運営については、下記の点に留意し、適切に行うものとする。

休養日	平日1日以上、土曜日及び日曜日(以下「週休日」という)1日以上
活動時間	平日2時間程度 週休日等3時間程度
長期休業中の 休養日	ある程度長期の休養期間を設けること

ア 学校の設置者及び学校は、運動部活動における休養日及び活動時間について、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究*1も踏まえ、以下を基準として遵守する。

① 学期中の休養日の設定

・休養日は、週当たり2日以上(平日1日以上、週休日1日以上)となるように設定する。

② 1日の活動時間

- ・長くとも、平日では2時間程度、学校の休業日(週休日、休日、長期休業日)では3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ・上記の活動時間とは、通常の練習の活動時間であり、大会・練習試合・合宿等(以下「大会等」という)については上記活動時間を適用しなくても良いが、大会等を計画する際は、上記2(1)で示したスポーツ医・科学の見地や教員の負担軽減、学校単位で参加する大会の見直し(後記)等を踏まえ、毎週のように大会等に参加するなどの過度な負担とならないように計画する。

^{*}I 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会※) において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1~2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

③ 長期休業中の休養日の設定

- ・学期中に準じた扱いを行う。
- ・運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- ・ある程度長期の休養期間後に運動部活動を再開する場合には、生徒の身体的な負担を考慮 して、急激に再開せずに段階的に活動を始めるなど、怪我の防止に努める。
- イ 学校の設置者は、1(1)アに掲げる「設置者の方針」の策定に当たっては、上記の基準 を踏まえるとともに、本方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、 下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- ウ 校長は、1(1)イに掲げる「学校の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえる とともに、県立学校にあっては本方針に、市立高等学校及び私立高等学校にあっては「設置 者の方針」に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し公表する。また、各運動部の 活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- エ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、以下 のようなことも考えられる。
 - ・ 定期試験前後の一定期間等に、運動部共通、学校全体の部活動休養日を設ける。
 - ・校長が認める「目標とする大会前の特別強化期間*2」や「強化指定部*3」は、少なくとも 週1日の休養日を設けたうえで、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定 め、休養日を振替える。

^{*2 「}目標とする大会」前に、学校独自の休養日・活動時間を設定して活動する一定の期間のこと。

^{*3} 学校の特色を活かすために、通年で独自の休養日・活動時間を設定して活動する学校から指定された運動部活動のこと。

4 運動部活動における事故防止について

(1) 活動前における配慮事項

ア 連絡体制の整備と健康状態の把握

- ・校長は、学校の管理下において事故が発生した場合に備え、学校の危機管理マニュアル(部活動中の事故を含む)を確立し、平素から運動部顧問・生徒・学校とともに共通理解が図られるようにする。
- ・校長は、各運動部顧問に対し、生徒の既往症(心臓疾患やアレルギーの有無等)を事前に 把握し、万一の際の対処法を養護教諭、生徒本人及び保護者と確認しておくよう指導する。
- ・運動部顧問は、活動前に生徒の体調確認を行うなど、事前の事故防止を徹底する。

※参照1:事故発生時の連絡体制

参照2:心停止に対する応急手当

参照3:熱中症予防の原則

参照4:熱中症対応フロー

イ 安全点検(施設・設備・備品・用具・AED設置場所確認)

- ・校長は、各運動部顧問に対し、活動場所、設備、備品及び用具等の安全点検について、日 常的に行うよう指導する。
- ・校長は、各運動部顧問に対し、AEDの設置場所を確実に把握するように指導するとともに、AEDの使用方法については、各運動部顧問を積極的に研修会に参加させたり、講師を招聘しての校内研修会を開催したりするなどして、各運動部顧問が確実に使用できるように努める。

(2) 活動中における配慮すべき事項

ア 体調の確認と円滑なコミュニケーション

・ 運動部顧問は、活動中にも生徒の体調確認を行うとともに、生徒が体調不良の際には、自 らすぐに申し出ることができるよう、生徒と円滑なコミュニケーションを図っておく。

イ 生徒自身の管理

運動部顧問は、生徒に対し、自ら事故や熱中症等を回避することができるよう指導する。

(3) 天候等を考慮した指導について

校長は、各運動部顧問に対し、活動時の気象情報には十分留意し、下記の点について指導する。

- ・ 高温・多湿時において、運動部活動等が予定されている場合については、活動の延期や見直 し等、柔軟な対応を行う。なお、日程調整の関係等でやむを得ず開催する場合には、WBGT等 により環境温度の測定を行い、WBGT31℃以上を指している間は原則として活動中止、WBG T28℃以上の場合は、参加する生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、 観戦者の軽装や着帽等、児童生徒の健康管理を徹底することとし、活動中に熱中症の疑いのあ る症状が見られた場合には、「熱中症対応フロー」(参照4)に従い、迅速に対応する。
- ・雨天時等にやむを得ず活動する場合は、生徒の衣服が濡れたままで長時間活動するなどして、低体温症になることのないよう、健康状態に十分注意する。
- ・ 雷や暴風雨の際には、活動の中止や中断の判断を的確に行う。

※参照5:落雷事故の防止について

※参照6:落雷基礎知識

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア 校長は、運動する生徒としない生徒の二極化や、生徒の運動・スポーツに関するニーズ が、友達と楽しめること、適度な頻度で行えることなど多様化している状況を踏まえ、性 別や障がいの有無に関わらず、より多くの生徒のスポーツ活動の機会の創出が図られる体 制を地域と共に考える。

具体的な例としては、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力つくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機づけとなるものが考えられる。

イ 県教育委員会及び市町村教育委員会は、山形県高等学校体育連盟及び山形県高等学校野 球連盟と連携し、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができ ない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が 拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の体制づくりを検討する。

ウ 生徒の引率については、当該校の教員が引率することが原則であるが、学校の諸事情により当該校教員が引率できない場合、学校の設置者及び当該教育委員会の責任において、校長間及び所属校長と当該保護者間の了解が得られた場合、他校教員の生徒引率を可能とする。なお、山形県高等学校体育連盟及び山形県高等学校野球連盟は、団体種目における合同チームの生徒引率について、上記と同様に、一方の教員による生徒引率ついても可能とできるよう検討を進める。

(2) 地域との連携等

- ア 県教育委員会、学校の設置者及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ 団体との連携及び民間事業者の活用等により、部活動と地域スポーツクラブの二者択一で はなく、学校と地域が協働・融合した形での部活動を検討するなど、生徒のスポーツ環境 整備を進める。
- イ 公益財団法人山形県体育協会、市町村体育協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、 県教育委員会もしくは学校の設置者と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域の スポーツ環境の充実を推進する。

また、学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組みに協力する。

- ウ 県教育委員会及び市町村教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる 活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生 徒がスポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。
- エ 県教育委員会、学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組みを推進することについて、地域・保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

- ア 山形県高等学校体育連盟及び山形県高等学校野球連盟は、主催する学校体育大会のあり方について、上記5及び、公益財団法人全国高等学校体育連盟及び公益財団法人日本高等学校野球連盟とともに、複数校合同チームの編成及び大会参加のあり方についての見直しや、部活動と地域が融合した活動での大会参加などについて意見交換を進める。また、参加生徒のスポーツ障害・外傷の予防の観点から、大会の規模もしくは日程等の在り方及びスポーツボランティア等の外部人材の活用などの運営の在り方に関する見直しを行うよう検討する。
- イ 県教育委員会、学校の設置者、山形県高等学校体育連盟及び山形県高等学校野球連盟は、 学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試 合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう大会等の見直しに向け た検討を主催者及び各競技団体に要請する。
- ウ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

(参照1) 事故発生時の連絡体制



心停止に対する応急手当

突然死に至る顕著な兆候である心停止状態は、学校においては 運動時、校内活動時等に突発するが、この状態にある者の応急手当 は、初めの2~3分間にとられる行動がその者の救命を決定するの で、落ち着いて応急手当の手順を速やかに開始する。

1. 迅速な通報と心停止の認識

初めの2~3分間に取る行動が、その者の救命を決定する!



\迅速な心肺蘇生とAEDによる電気ショック

胸骨圧迫 気道確保 人工呼吸 の手順で!

※水の事故(溺水)では、気道確保と人工呼吸を優先してください。

●強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を! ●すぐにAEDを装着しよう!

1心肺蘇生

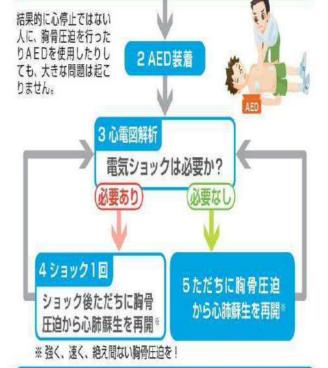
● ただちに胸骨圧迫を開始する

強く (成人は少なくとも 5cm、小児は胸の厚さの約 1/3)

速く(少なくとも100回/分)

絶え間なく(中断を最少にする)

人工呼吸ができる場合は30:2で胸骨圧迫に人工呼吸を加える 人工呼吸ができないか、ためらわれる場合は胸骨圧迫のみを行う



救急隊に引き継ぐまで、または傷病者に呼吸や目的の ある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける。

日本蘇生協議会(JRC)と日本教急医療財団で構成するガイドライン制作合同委員会が作成した教急蘇生のためのガイドライン2010、さいたま市教育委員会作成平成24年度版体育活動時等における事故対応テキスト〜ASUKAモデル〜を参考にしました。

熱中症予防の原則

環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給 を行うこと

暑い時期の運動はなるべく涼しい時間帯にするようにし、休憩を頻繁に入れ、こまめに水分を補給する。WBGT等により環境温度の測定を行い、下記の「熱中症予防運動指針」を参考に運動を行う。汗には塩分も含まれているので水分補給は0.1~0.2%程度の食塩水がよい。運動前後の体重を測定すると水分補給が適切であるかがわかる。体重の3%以上の水分が失われると体温調節に影響するといわれており、運動前後の体重減少が2%以内におさまるように水分補給を行うのがよい。激しい運動では休憩は30分に1回はとることが望ましい。

2 暑さに徐々に慣らしていくこと

熱中症は梅雨明けなど急に暑くなった時に多く発生する傾向がある。また、夏以外でも急に暑くなると熱中症が発生する。これは体が暑さに慣れていないためで、急に暑くなった時は運動を軽くして、1週間程度で徐々に慣らしていく必要がある。週間予報等の気象情報を活用して気温の変化を考慮した1週間の活動計画等を作成することも大事である。

3 個人の条件を考慮すること

肥満傾向の者、体力の低い者、暑さに慣れていない者は運動を軽減する。 特に肥満傾向の者は熱中症になりやすいので、トレーニングの軽減、水分 補給、休憩など十分な予防措置をとる必要がある。

また、運動前の体調のチェックや運動中の健康観察を行い、下痢、発熱、疲労など体調の悪い者は暑い中で無理に運動をしない、させない。

4 服装に気をつけること

服装は軽装とし、吸湿性や通気性のよい素材にする。直射日光は帽子で 防ぐようにする。

5 具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、 必要な処置をすること

WBGT [湿球黒球温度] とは

○温度環境を評価する指標

WBGTは暑さ寒さに関係する気温、湿度、輻射熱、気流の4要素を取り入れた指標

(計算方法)—

■屋外で日射のある場合

WBGT=0.7×湿球温度+0.2×黒球温度+0.1×乾球温度 ※現在、WBGTを簡便に測定できる指標計があります。

■室内で日射のない場合

WBGT=0.7×湿球温度+0.3×黒球温度

熱中症予防運動指針

運動は WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止 する。特に子どもの場合には中止すべき。 原則中止 31 27 35 WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激し 厳重警戒 い運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 (激しい運動 運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を は中止) 行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。 28 24 31 警戒 WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的 に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。 (積極的に 激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。 休息) 25 21 28 注意 WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生す る可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運 (積極的に 動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。 水分補給) 21-18-24-ほぼ安全 WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、

1) 環境条件の評価にはWBGTが望ましい。

(適宜水分

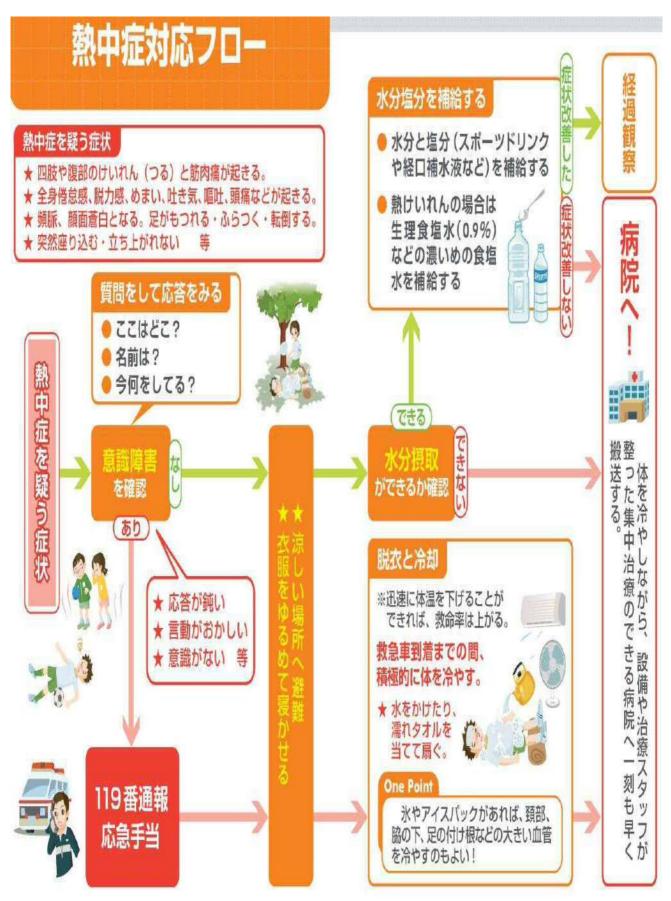
補給)

2) 乾球温度を用いる場合には、温度に注意する。湿度が高ければ、1 ランク 厳しい条件の運動指針を適用する。

適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなど

ではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック(公益財団法人日本体育協会)平成25年4月改訂」



(参照5) 落雷事故の防止について (平成30年7月文部科学省通知を参考)

- ① 事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変などの場合には、ためらうことなく計画 の変更・中止などの適切な措置を講ずること。
- ② 日本大気電気学会編「雷から身を守る一安全対策Q&A一改訂版(平成13年5月1日発行)」 によると、
 - ・ 黒い厚雲が頭上に広がった際は、雷雲の接近を意識する。
 - ・ 雷鳴は、かすかでも危険信号であり、雷鳴が聞こえるときは、落雷を受ける危険性があるため、すぐに安全な場所に避難する。
 - ※[安全な場所:鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス等の内部]
 - ・ 人体は、同じ高さの金属像と同様に落雷を誘引するものであり、たとえ身体に身に付けた金属を外したり、ゴム長靴やレインコート等の絶縁物を身に付けていたりしても、落雷を阻止する効果はない。
 - ・ 気象庁のホームページにおいて、詳細な地域分布と1時間先まで10分ごとの予報を確認できる「レーダー・ナウキャスト(降水・雷・竜巻)」(http://www.jam.go.jp/jp/radnowc/)等の情報が掲載されている。

(参照6) 落雷基礎知識(日本大気電気学会ホームページより抜粋)

- ① 雷は高いところへ落ちる!
 - ・ 平地で立った人と、低姿勢の人が並んでいた場合は、立った人へ落ちるとほぼ断定できる。 万が一の場合は、姿勢を低く。
- ② 林や森の中も危険!
 - 木の下は、木への落雷による側撃雷の危険性が高い。
- ③ 高い物体のそばは安全?
 - ・ 建物や車など周囲に何もないところでは、コンクリート製の電柱のそばが安全といえる。 物体が電気の伝導体で完全設置されていれば、そのそばの安全性は高い。



山形県における運動部活動の在り方に関する方針 中学校・特別支援学校中学部編

平成30年12月 山形県教育委員会

目 次

\Diamond	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
\Diamond	山形県における本方針策定の趣旨等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1	適切な運営のための体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3	適切な運動部活動の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4	運動部活動における事故防止について・・・・・・・・・・・・1	0
5	生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備・・・・・・・・・・1	. 1
6	学校単位で参加する大会等の見直し・・・・・・・・・・・1	.3
	<参考資料> 参照1 事故発生時の連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.5 .6
	参照6 落雷基礎知識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	8

はじめに

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が大きい活動です。特に、運動部の活動は、スポーツに興味と関心のある同好の生徒が、スポーツを通した交流や、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にもきわめて効果的な活動です。

しかしながら、全国的に運動部活動は、近年、少子化に伴う部員数や部活動数の減少、部活動の 過熱化による長時間の活動がもたらす生徒への身体的・精神的負担、教員の多忙化などが課題とな っているほか、部活動指導においての専門性を有している教員が全体の半数に満たないなど、学校 だけでその運営体制を維持していくことが難しい状況となってきております。

このような状況下において、本県教育委員会では、スポーツ庁が平成30年3月に策定した「これからの運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、平成30年5月~9月に本県が実施した運動部活動実態調査結果を踏まえるとともに、外部有識者も含めて設置した策定委員会等の意見を伺ったうえで、「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」を策定しました。

本方針を踏まえて、市町村教育委員会及び学校法人並びに各学校にあっては、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されるよう努めていただくとともに、教員のワーク・ライフ・バランスの実現が図られることを期待します。

結びに、本方針の策定にあたり、御協力賜りました山形県における運動部活動の在り方に関する 方針策定委員会の各委員、その他関係各位に対し、深く感謝申し上げます。

平成30年12月

山形県教育委員会教育長 廣瀬 渉

山形県における本方針策定の趣旨等

- 本方針は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月 スポーツ 庁策定)(以下、「国のガイドライン」という。)に則り、義務教育である中学校(義務教育 学校後期課程及び特別支援学校中学部を含む。以下同じ。)段階の運動部活動を主な対象とし、 生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重 視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
 - ▶ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、 生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保 持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バ ランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
 - ▶ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
 - ▶ 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- 県立学校にあっては本方針に則り、市町村教育委員会等(以下、「学校の設置者」という)及 び市町村立中学校にあっては本方針を参考に、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、 速やかに改革に取り組む。

県教育委員会は、学校の設置者や学校が行う改革に必要な支援等に取り組む。

- 本方針は、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず該当するものである。
- 県教育委員会は、本方針に基づく各学校の設置者及び各学校の運動部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

- ア 学校の設置者は、本方針を参考に、「設置する学校に係る運動部活動の方針」(以下、「設置者の方針」という。)を策定する。
- イ 校長は、県立学校にあっては本方針に、各中学校にあっては「設置者の方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」(以下、「学校の方針」という。)を策定する。 運動部顧問は、年間の活動計画(活動日、活動時間、休養日及び参加予定大会日程等)及び活動実績(活動日時、休養日及び大会参加日程等)を作成し、定期的に校長に提出する。
- ウ 校長は、「学校の方針」及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- エ 学校の設置者は、上記ウに関し、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が 効率的に行えるよう、県教育委員会が作成した様式を参考に、簡素で活用しやすい様式の作 成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保及び教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。
- イ 県教育委員会及び学校の設置者は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や 校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用して学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を 行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安 全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかな る場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒・保護者等の信頼を損ねる ような行為の禁止等)を遵守すること等に関し、定期的に研修を行う。

- ウ 県教育委員会は、学校が部活動指導員及び外部指導者を活用しやすくするため、専門的指導力を有する地域のスポーツ人材の発掘・登録などを行う「リーダーバンクやまがた」を整備し、学校の設置者及び学校に情報提供を行う。
- エ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員 の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌とな るよう留意するとともに、外部指導者からの協力を得るなど、学校全体としての適切な指導、 運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- オ 校長は、定期的な活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、 生徒が安全にスポーツ活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を 行う。
- カ 校長は、運動部活動を適切に運営するために、部活動運営委員会(仮称)を設置し、各運動部活動の取組みの確認や評価を行い、改善に努める。なお、部活動運営委員会(仮称)は、学校の教職員のみならず、保護者、地域のスポーツ関係者、地域医療関係者等も組織に加えるなどして、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携及び学校と地域の連携などについて、理解や協力を求めるよう努めることが望ましい。
- キ 県教育委員会及び学校の設置者は、運動部顧問、部活動指導員及び外部指導者を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組みを行う。
- ク 学校の設置者及び校長は、教員の運動部活動への関与について、「学校における働き方改 革に関する緊急対策(平成29年12月26日文部科学大臣決定)」及び「学校における働 き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る 取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)」を踏まえ、法令 に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- ケ 校長は、各運動部の運営では保護者等の理解と協力が重要であることから、スケジュール や活動状況等の情報を常に共有し、信頼関係を深めるよう努める。

また、各運動部活動の保護者会等が設置されている場合は、運営主体、学校への支援体制及び会計責任等について保護者会等との役割を明確にし、共通理解を図るよう努める。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組み

(1) 適切な指導の実施

- ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)に努めるとともに、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。県教育委員会及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組みが徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適 切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、 必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

あわせて、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、 生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 運動部活動指導のための各種手引の活用

運動部顧問は、中央競技団体が作成した指導手引や「運動部活動外部指導者の手引き」(平成30年3月県教育委員会)を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

3 適切な運動部活動の運営

各学校の運動部活動の運営については、下記の点に留意し、適切に行うものとする。

休養日	平日1日以上、土曜日及び日曜日(以下「週休日」という)1日以上
活動時間	平日2時間程度、週休日等3時間程度
長期休業中 の休養日	ある程度長期の休養期間を設ける (連続した休養日の設定)
始業前練習	禁 止
保護者会主催の 練習会	保護者会が単独で練習会(クラブ活動)を主催することのないよう保護者の 理解と協力を得る
部活動と同様の クラブ等の活動	部活動の活動時間と併せて上記基準内の活動とする

ア 学校の設置者及び学校は、運動部活動における休養日及び活動時間について、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究*1も踏まえ、以下を基準として遵守する。

① 学期中の休養日の設定

・休養日は、週当たり2日以上(平日1日以上、週休日1日以上)となるように設定する。

^{*1 「}スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会※) において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1~2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。 ※団体名称を「公益財団法人日本スポーツ協会」に変更(平成30年4月1日)

② 1日の活動時間

- ・長くとも、平日では2時間程度、学校の休業日(週休日、休日、長期休業日)では3時間 程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ・上記の活動時間とは、通常の練習の活動時間であり、大会・練習試合・合宿等(以下「大会等」という)については上記活動時間を適用しなくても良いが、大会等を計画する際には、上記2(1)で示したスポーツ医・科学の見地や教員の負担軽減、学校単位で参加する大会の見直し等(後記)を踏まえ、毎週のように大会等に参加するなどの過度な負担とならないようにする。

③ 長期休業中の休養日の設定

- ・学期中に準じた扱いを行い、できる限り週休日に休養日を設定することが望ましい。
- ・運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- ・ある程度長期の休養期間後に運動部活動を再開する場合には、生徒の身体的な負担を考慮 して、急激に再開せずに段階的に活動を始めるなど、怪我の防止に努める。

④ 学期中の始業前練習(朝練習)

- ・始業前練習については禁止とする。
- ・ただし、校長が、「中体連主催大会」の前や活動場所の割当等の事情があると認める場合は、 実施することができるものとするが、学習が始まる前の時間帯であることを考慮した内容や強度と なるよう計画するとともに、1日を通して、上記で定めた活動時間を超えないよう配慮する。

⑤ 学校管理下外の生徒の活動について

(a) クラブ等での活動

校長は、文化部も含めた各部顧問(生徒が部活動に所属していない場合は担任)に対し、個人として自らの競技力の向上を目指し、学校外のクラブ等に所属し活動している 生徒については、その活動の実態を把握するよう指導する。

(b) 保護者会主催の活動*2 (クラブ)

校長は、保護者会が設置されている運動部活動について、その目的が学校部活動の支援・協力・応援にあることを確認し、保護者会が単独で練習会(クラブ活動)を主催したりすることのないよう保護者の理解と協力を得る。

(c) 運動部活動と同じ内容の学校管理下外の活動*3について

校長は、各運動部顧問に対し、学校管理下外の「地域スポーツクラブ」の活動が、 学校の運動部活動と同じ内容の活動を行っている実態を把握した場合には、生徒の過 度な負担とならないよう、学校の運動部活動と地域スポーツクラブの活動日・活動時 間を合わせても、上記①~④の基準内の活動となるように、クラブ関係者、保護者の 理解と協力を得られるよう指導する。

なお、校長は、地域スポーツクラブへの部員の加入については必ず任意とし、保護者会として強制加入させたり、加入しなければならないような雰囲気になったりすることのないよう、チーム関係者、保護者に理解と協力を得る。

^{*2} 保護者会主催の活動(クラブ)とは、単一学校の単一運動部活動の部員のみで構成し、当該学校の部活動に引き続き活動したり、運動部活動が休養日の時に活動したりすることをいう。

^{*3} 学校の部活動顧問や外部指導者がクラブの指導者となっており、構成メンバーが学校の部活動の部員とほぼ変わらないメンバーで、学校の部活動に引き続き行われたり、部活動が休養日の時に活動したりする「地域スポーツクラブ」の活動を指す。「地域スポーツクラブ」とは、①総合型地域スポーツクラブ、②スポーツ少年団、③単一種目スポーツクラブを指す。

- イ 学校の設置者は、1 (1) アに掲げる「設置者の方針」の策定に当たっては、上記の基準を 踏まえるとともに、県教育委員会が策定した方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明 記する。また、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- ウ 校長は、1(1)イに掲げる「学校の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえる とともに、県立学校にあっては本方針に、各中学校にあっては、「設置者の方針」に則り、 各運動部の休養日及び活動時間等を設定し公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、 適官、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- エ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、以下 のようなことも考えられる。
 - ・ 定期試験前後の一定期間等に、運動部共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日を設け る。
 - ・「中体連主催大会」前に特別強化期間*4等を設定する場合には、少なくとも週1日の休養日を 設けたうえで、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定め、休養日を振替える。

^{*4} 中体連主催大会前に、学校独自の休養日・活動時間を設定して活動する一定の期間のこと。

4 運動部活動における事故防止について

(1) 活動前における配慮事項

ア 連絡体制の整備と健康状態の把握

- ・校長は、学校の管理下において事故が発生した場合に備え、学校の危機管理マニュアル(部活動中の事故を含む)を確立し、平素から運動部顧問・生徒・学校とともに共通理解が図られるようにする。
- ・校長は、各運動部顧問に対し、生徒の既往症(心臓疾患やアレルギーの有無等)を事前に把握 し、万一の際の対処法を養護教諭、生徒本人及び保護者と確認しておくよう指導する。
- ・運動部顧問は、活動前に生徒の体調確認を行うなど、事前の事故防止を徹底する。

※参照1:事故発生時の連絡体制

参照2:心停止に対する応急手当

参照3:熱中症予防の原則

参照4:熱中症対応フロー

イ 安全点検(施設・設備・備品・用具・AED設置場所確認)

- ・校長は、各運動部顧問に対し、活動場所、設備、備品及び用具等の安全点検について、日 常的に行うよう指導する。
- ・校長は、各運動部顧問に対し、AEDの設置場所を確実に把握するように指導するとともに、 AEDの使用方法については、各運動部顧問を積極的に研修会に参加させたり、講師を招聘しての校内研修会を開催したりするなどして、各運動部顧問が確実に使用できるように努める。

(2) 活動中における配慮すべき事項

ア 体調の確認と円滑なコミュニケーション

・ 運動部顧問は、活動中にも生徒の体調確認を行うとともに、生徒が体調不良の際には、自らすぐに申し出ることができるよう、生徒と円滑なコミュニケーションを図っておく。

イ 生徒自身の管理

運動部顧問は、生徒に対し、自ら事故や熱中症等を回避することができるよう指導する。

(3) 天候等を考慮した指導について

校長は、各運動部顧問に対し、活動時の気象情報には十分留意し、下記の点について指導する。

- ・ 高温・多湿時において、運動部活動等が予定されている場合については、活動の延期や見直 し等、柔軟な対応を行う。なお、日程調整の関係等でやむを得ず開催する場合には、WBGT等 により環境温度の測定を行い、WBGT31℃以上を指している間は原則として活動中止、WBG T28℃以上の場合は、参加する生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、 観戦者の軽装や着帽等、児童生徒の健康管理を徹底することとし、活動中に熱中症の疑いのあ る症状が見られた場合には、「熱中症対応フロー」(参照4)に従い、迅速に対応する。
- ・ 雨天時等にやむを得ず活動する場合は、生徒の衣服が濡れたままで長時間活動するなど して、低体温症になることのないよう、健康状態に十分注意する。
- ・ 雷や暴風雨の際には、活動の中止や中断の判断を的確に行う。

※参照5:落雷事故の防止について

※参照6:落雷基礎知識

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア 校長は、運動する生徒としない生徒の二極化や、生徒の運動・スポーツに関するニーズ が、友達と楽しめること、適度な頻度で行えることなど多様化している状況を踏まえ、性 別や障がいの有無に関わらず、より多くの生徒のスポーツ活動の機会の創出が図られる体 制を地域と共に考える。

具体的な例としては、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力つくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機づけとなるものが考えられる。

イ 県教育委員会及び市町村教育委員会は、山形県中学校体育連盟と連携し、少子化に伴い、 単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活 動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、 合同部活動等の体制づくりを検討する。

ウ 山形県中学校体育連盟は、当該校の教員が行うことが原則である生徒の引率について、学 校の諸事情によりできない場合、当該教育委員会等の責任のもと他校教員の生徒引率を認め るなどの検討を進める。

(2) 地域との連携等

- ア 県教育委員会、学校の設置者及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ 団体との連携及び民間事業者の活用等により、部活動と地域スポーツクラブの二者択一で はなく、学校と地域が協働・融合した形での部活動を検討するなど、生徒のスポーツ環境 整備を進める。
- イ 公益財団法人山形県体育協会、市町村体育協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、 県教育委員会もしくは学校の設置者と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域の スポーツ環境の充実を推進する。

また、県教育委員会及び学校の設置者が実施する部活動指導員の任用・配置や、運動部 顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組みに協力する。

- ウ 県教育委員会及び市町村教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる 活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生 徒がスポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。
- エ 県教育委員会、学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組みを推進することについて、地域・保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

- ア 山形県中学校体育連盟は、主催する学校体育大会のあり方について、上記5及び、公益財団法人日本中学校体育連盟とともに、複数校合同チームの編成及び大会参加のあり方についての見直しや、部活動と地域が融合した活動での大会参加などについて意見交換を進める。また、参加生徒のスポーツ障害・外傷の予防の観点から、大会の規模もしくは日程等の在り方及びスポーツボランティア等の外部人材の活用などの運営の在り方に関する見直しを行うよう検討する。
- イ 県教育委員会、市町村教育委員会及び山形県中学校体育連盟は、学校の運動部が参加する 大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生 徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう大会等の見直しに向けた検討を主催者及び各 競技団体に要請する。
- ウ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

(参照1) 事故発生時の連絡体制



心停止に対する応急手当

突然死に至る顕著な兆候である心停止状態は、学校においては 運動時、校内活動時等に突発するが、この状態にある者の応急手当 は、初めの2~3分間にとられる行動がその者の救命を決定するの で、落ち着いて応急手当の手順を速やかに開始する。

1. 迅速な通報と心停止の認識

初めの2~3分間に取る行動が、その者の救命を決定する!



1. 迅速な心肺蘇生とAEDによる電気ショック

胸骨圧迫 気道確保 人工呼吸 の手順で!

※水の事故(溺水)では、気道確保と人工呼吸を優先してください。

●強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を! ●すぐにAEDを装着しよう!

1心肺蘇生

- ただちに胸骨圧迫を開始する
 - 強く (成人は少なくとも 5cm、小児は胸の厚さの約 1/3)
 - 速く(少なくとも100回/分)
 - 絶え間なく(中断を最少にする)
- 人工呼吸ができる場合は30:2で胸骨圧迫に人工呼吸を加える 人工呼吸ができないか、ためらわれる場合は胸骨圧迫のみを行う



救急隊に引き継ぐまで、または傷病者に呼吸や目的の ある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける。

日本蘇生協議会(JRC)と日本教急医療財団で構成するガイドライン制作合同委員会が作成した教急蘇生のためのガイドライン2010、さいたま市教育委員会作成平成24年度版体育活動時等における事故対応テキスト〜ASUKAモデル〜を参考にしました。

熱中症予防の原則

環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給 を行うこと

暑い時期の運動はなるべく涼しい時間帯にするようにし、休憩を頻繁に入れ、こまめに水分を補給する。WBGT等により環境温度の測定を行い、下記の「熱中症予防運動指針」を参考に運動を行う。汗には塩分も含まれているので水分補給は0.1~0.2%程度の食塩水がよい。運動前後の体重を測定すると水分補給が適切であるかがわかる。体重の3%以上の水分が失われると体温調節に影響するといわれており、運動前後の体重減少が2%以内におさまるように水分補給を行うのがよい。激しい運動では休憩は30分に1回はとることが望ましい。

2 暑さに徐々に慣らしていくこと

熱中症は梅雨明けなど急に暑くなった時に多く発生する傾向がある。また、夏以外でも急に暑くなると熱中症が発生する。これは体が暑さに慣れていないためで、急に暑くなった時は運動を軽くして、1週間程度で徐々に慣らしていく必要がある。週間予報等の気象情報を活用して気温の変化を考慮した1週間の活動計画等を作成することも大事である。

8 個人の条件を考慮すること

肥満傾向の者、体力の低い者、暑さに慣れていない者は運動を軽減する。 特に肥満傾向の者は熱中症になりやすいので、トレーニングの軽減、水分 補給、休憩など十分な予防措置をとる必要がある。

また、運動前の体調のチェックや運動中の健康観察を行い、下痢、発熱、疲労など体調の悪い者は暑い中で無理に運動をしない、させない。

4 服装に気をつけること

服装は軽装とし、吸湿性や通気性のよい素材にする。直射日光は帽子で 防ぐようにする。

5 具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、 必要な処置をすること

WBGT (湿球黒球温度) とは

○温度環境を評価する指標

WBGT は暑さ寒さに関係する気温、湿度、輻射熱、気流の4要素を取り入れた指標

(計算方法)—

■屋外で日射のある場合

WBGT=0.7×湿球温度+0.2×黒球温度+0.1×乾球温度 ※現在、WBGTを簡便に測定できる指標計があります。

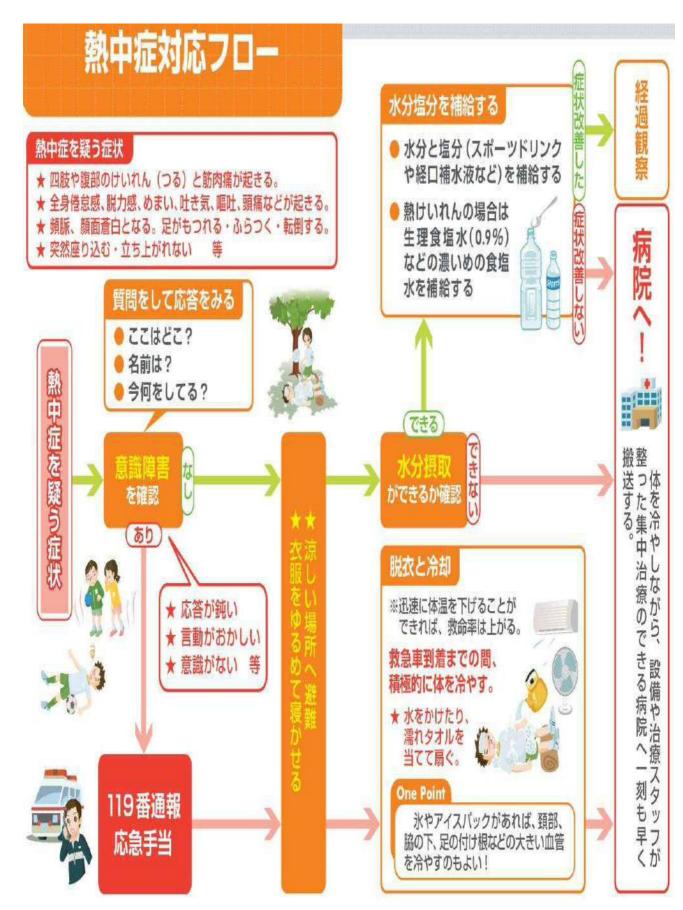
■ 室内で日射のない場合

WBGT=0.7×湿球温度+0.3×黒球温度

熱中症予防運動指針

	100	
選球温度℃		WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止 する。特に子どもの場合には中止すべき。
31-27-3 \(\lambda \) \(\lam	厳重警戒 (激しい運動 は中止)	WBGT28で以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を 行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
	警 戒 (積極的に 休息)	WBGT25で以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
25-21-2	注 意 (積極的に 水分補給)	WBGT21で以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21-18-2	ほぼ安全 (適宜水分 補給)	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、 適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなど ではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

- 1) 環境条件の評価にはWBGTが望ましい。
- 2) 乾球温度を用いる場合には、温度に注意する。湿度が高ければ、1 ランク 厳しい条件の運動指針を適用する。
- ※「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック(公益財団法人日本体育協会)平成25年4月改訂」



(参照5) 落雷事故の防止について (平成30年7月文部科学省通知を参考)

- ① 事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変などの場合には、ためらうことなく計画 の変更・中止などの適切な措置を講ずること。
- ② 日本大気電気学会編「雷から身を守る一安全対策Q&A一改訂版(平成13年5月1日発行)」 によると、
 - ・ 黒い厚雲が頭上に広がった際は、雷雲の接近を意識する。
 - ・ 雷鳴は、かすかでも危険信号であり、雷鳴が聞こえるときは、落雷を受ける危険性があるため、すぐに安全な場所に避難する。
 - ※[安全な場所:鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス等の内部]
 - ・ 人体は、同じ高さの金属像と同様に落雷を誘引するものであり、たとえ身体に身に付けた金属を外したり、ゴム長靴やレインコート等の絶縁物を身に付けていたりしても、落雷を阻止する効果はない。
 - ・ 気象庁のホームページにおいて、詳細な地域分布と1時間先まで10分ごとの予報を確認できる「レーダー・ナウキャスト(降水・雷・竜巻)」(http://www.jam.go.jp/jp/radnowc/)等の情報が掲載されている。

(参照6) 落雷基礎知識(日本大気電気学会ホームページより抜粋)

- ① 雷は高いところへ落ちる!
 - ・ 平地で立った人と、低姿勢の人が並んでいた場合は、立った人へ落ちるとほぼ断定できる。 万が一の場合は、姿勢を低く。
- ② 林や森の中も危険!
 - 木の下は、木への落雷による側撃雷の危険性が高い。
- ③ 高い物体のそばは安全?
 - ・ 建物や車など周囲に何もないところでは、コンクリート製の電柱のそばが安全といえる。 物体が電気の伝導体で完全設置されていれば、そのそばの安全性は高い。

1 調査の概要

(1) 調查目的等

学校での体育・健康等に関する指導改善に活用することなどを目的に、毎年、小学校 5 年生(以下「小 5」)と中学校 2 年生(以下「中 2」)の各男女を対象に、8 種目の実技に関する調査と質問紙による運動習慣等に関する調査を実施している。

「平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果について

(2) 調查対象

小学校5年生・中学校2年生(全国悉皆調査)*特別支援学校(小学部2校、中学部3校)含む

本県実施状況	学校数	男 子	女 子	合 計
小学校 5 年生	245 校	4,584 人	4,318 人	8,902 人
中学校2年生	101 校	4,597 人	4,393 人	8,990 人

2 結果の概要

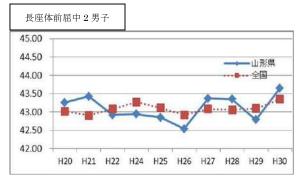
(1) 体力合計平均点では小 5 女子と中 2 男女が全国平均を上回り、平成 20 年の本調査開始以降、 小 5 女子、中 2 女子は最高値、中 2 男子は 2 番目の好成績であった。また、小 5・中 2 の男女 すべてが前年度の県平均を上回る結果となった。

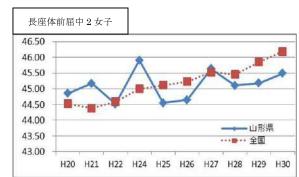
本県児童生徒の種目別結果と体力合計点

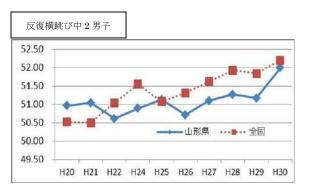
〇:全国平均を上回った種目、一:全国平均を下回った種目(全国平均を上回った項目数24項目/34項目 H29:19/34)

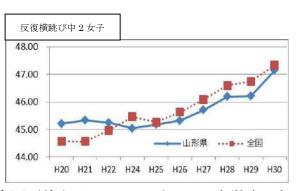
		_	_	_	4	⑤		6	7	8	全国	体力	合計点('子'
		握力	上体起	長座体	反復横	持久走	20m シャト	50m走		ボール	平均超	FT	2 10 11 W//	. MK /
		JAL / J	こし	前屈	とび	77707	ルラン	0 0 m/C	とび	投げ	合計	山形県	全国	全国差
小 学 校	男子	0	0		0		0	_	0	0	6	54.07	54.21	-0.14
5 年 生	女子	0	0	l	0		0	_	0	0	6	56.70	55.90	+0.80
中 学 校	男子	0	_	0	I	0	0	0	0	0	7	42.81	42.18	+0.63
2 年 生	女子	0	_	1	1	0	0	0	0	1	5	50.61	50.43	+0.18
全国平均超合計		4	2	1	2	2	4	2	4	3	24	_		

- (2) 種目別にみると、全国平均を上回る調査項目数は、34項目中24項目であり、前年度より5項目増加した。特に、握力、持久走、20mシャトルラン及び立ち幅跳びは、小5・中2の男女すべてが全国平均を上回った。
- (3) 昨年、全国平均を下回っており課題としていた中2の長座体前屈、反復横跳びについては、体力向上対策会議で課題を共有し、改善に取り組んだ結果、今年度は顕著な伸びが見られた。全国平均をわずかに下回ってはいるものの、全国平均とほぼ同等の結果であり、各学校での取り組みの成果であるといえる。

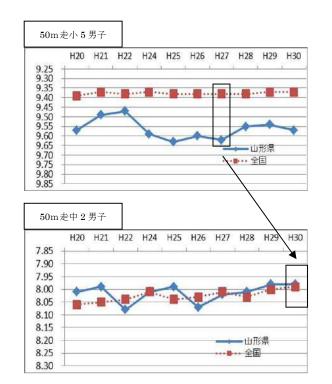


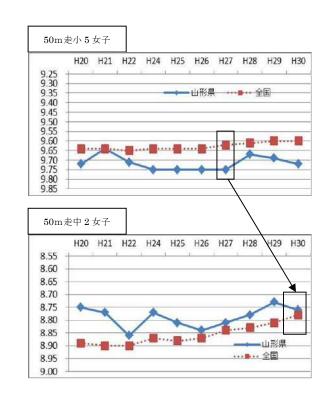






(4) 本県の課題である 50m走は、小 5 男女は過去 10 年全国平均を下回っているものの、中学生になると全国平均を上回る結果である。特に体力向上対策会議が始まった平成 26 年以降、向上傾向が見られることから、課題に対する目的意識を持って取り組んできた成果が伺える。しかし、小 5 男女の状況から、小学校低・中学年に対する具体的な手立てが必要である。



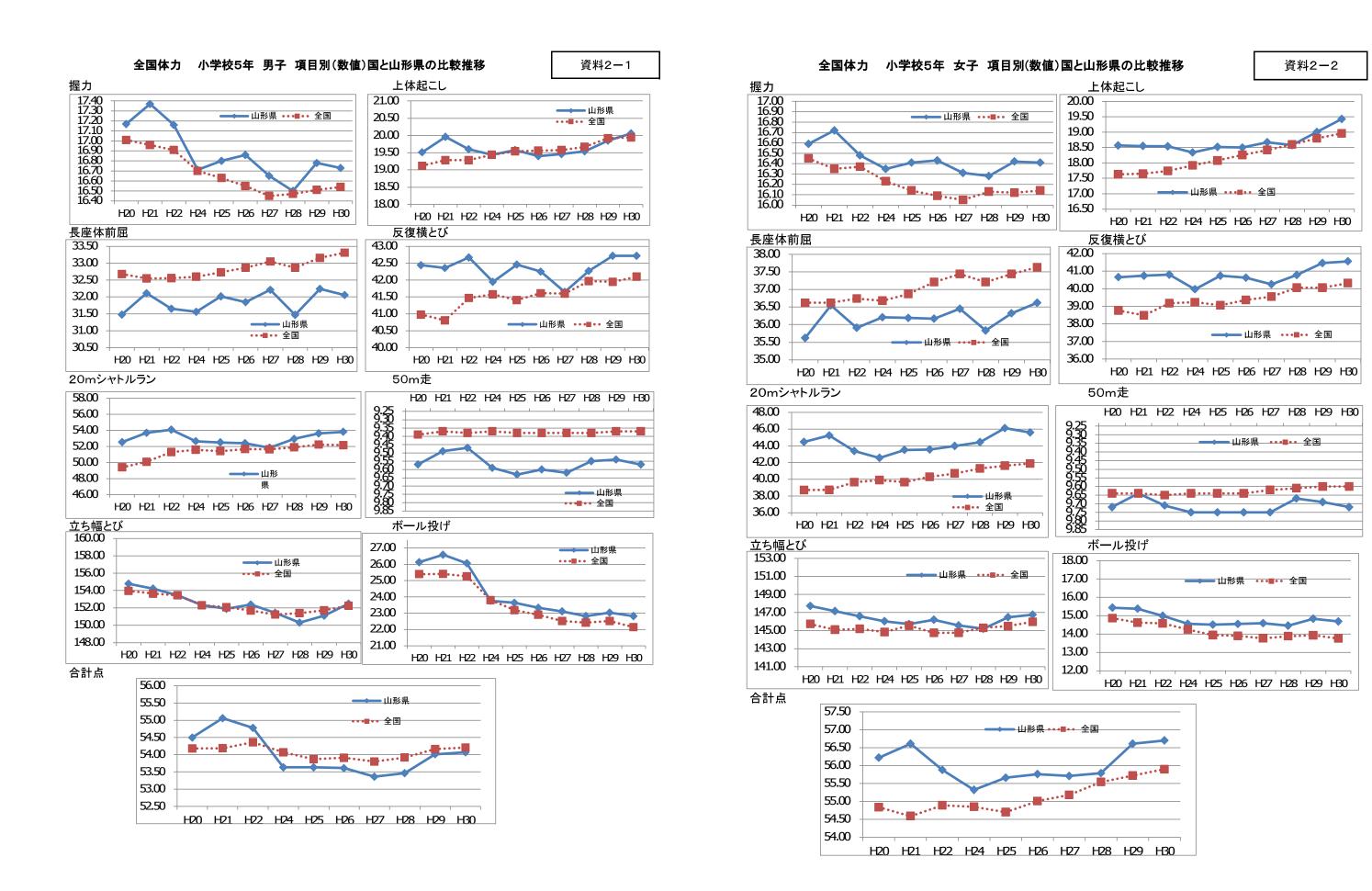


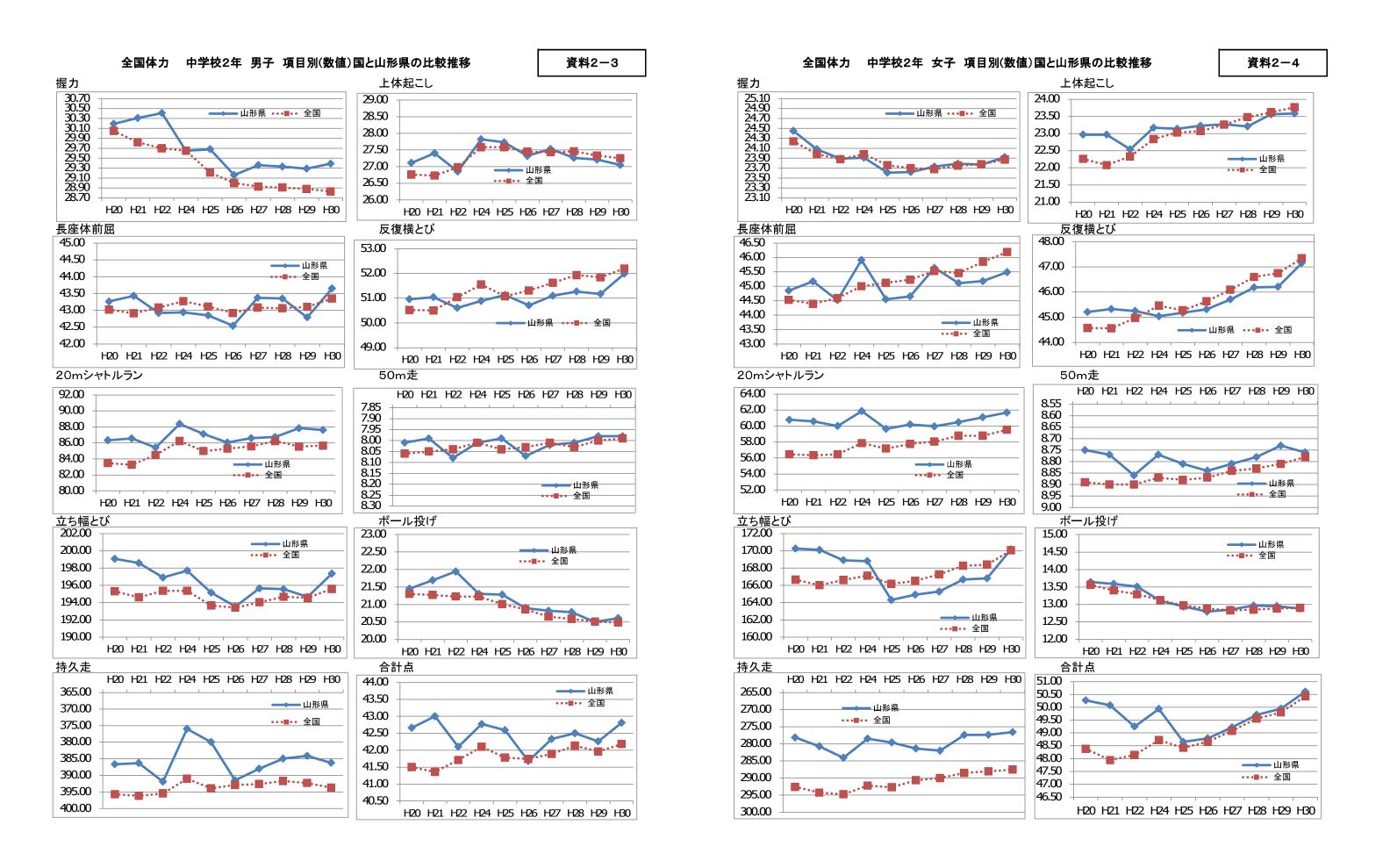
3 今後の対応

本県の体力・運動能力は、体力向上対策会議での課題の共有化が図られ、体育授業の改善と ともに課題に応じた各学校の1学校1取組みや外部指導者の派遣事業の活用により、全体的に 向上がみられた。

今後は、山形大学・県体育協会と連携した「子供の体力向上推進委員会(コンソーシアム)」 において、調査結果を分析し、これまでの取組みの成果と課題を整理するとともに、改善に向け た提言を行う。

各教育事務所単位で開催する体力向上対策会議では、その提言を受け具体的な対応策を検討し、各学校における授業改善に繋げ、子どもたちのさらなる体力・運動能力の向上に取組んでいく。また、小5の50m走については、重点課題として捉え、小学校低・中学年の実態把握をするとともに、「楽しい体育授業づくり講習会」において、新たにドリームキッズ育成担当とも連携し、講習会を実施していくなど、具体的な手立てとして検討していく。

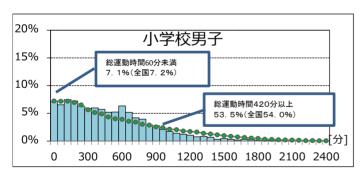


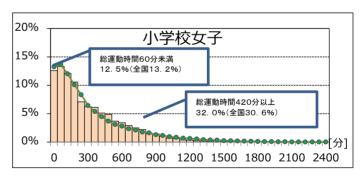


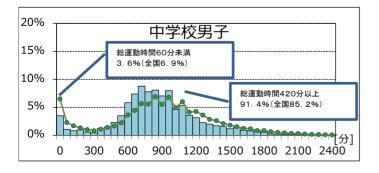
運動習慣、運動やスポーツに関する意識の結果(抜粋)

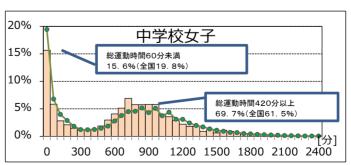
は、全国平均と比べ良好な県平均値

_											
			小	学校	5 年	生	中	学校	2 年	生	
		質 問 内 容	男	男子		女子		男子		子	
			県平均	全国平均	県平均	全国平均	県平均	全国平均	県平均	全国平均	
浬	1	運動部・スポーツクラブ への所属(加入)	75.1%	78.0%	53.4%	51.4%					
運 動	所	運動部所属 複数回答可 (運動部)					85.9%	77.4%	66.7%	58.5%	
習慣	属	運動部所属 複数回答可 (スポーツクラブ)					20.9%	18. 1%	15.2%	10.6%	
の	2	1週間の総運動時間の平均(分)(体育の授業を除く)	507.7	589. 7	336.6	354. 4	880.6	917. 1	696.8	668.7	
状況	間 間 動	土曜日運動時間の平均(分)	111.5	143. 4	71.1	78.6	205.3	214.3	168.3	156. 4	
<i>))</i> L	時	日曜日運動時間の平均(分)	105.3	137. 5	57.3	68. 1	137.1	166.3	102.4	107.5	
に関連	部活	動が占める時間 平 日(分)					485.2	552. 2	491.2	558.8	
に関する状運動部活動	部活動が占める時間 土曜日(分)							208.8	<u>210.9</u>	220. 1	
状 動 況	部活	動が占める時間 日曜日(分)					<u>106.7</u>	143.0	<u>107.9</u>	139. 1	
生活	① 食	朝食を食べる(毎日食べる)	85.5%	83.0%	83.9%	83.4%	85.5%	81.4%	81.7%	78.2%	
習慣	事	夕食を食べる(毎日決まった時間に食べる)	34.1%	32. 9%	28.8%	26. 4%	45.5%	37.8%	34.0%	29.1%	
の	2	1日の睡眠時間(6~8時間)					64.9%	62. 7%	71.1%	66.9%	
状況	睡眠	1日の睡眠時間(8時間以上)	71.6%	70.0%	77.3%	75.6%					
運	運動	やスポーツをすること(好き・やや好き)	93.2%	93.0%	89.0%	86.5%	89.8%	88.6%	81.2%	78.8%	
動やス	あなた	にとって運動やスポーツ(大切・やや大切)	91.9%	92. 3%	89.6%	89.0%	92.3%	91.0%	87.6%	86.1%	
ポー	(保健)体育の授業は楽しい(楽しい・やや楽しい)	95.1%	94.6%	91.9%	90. 7%	90.6%	89. 3%	86.4%	84.4%	
ツ に 関	家の人	から積極的な運動のすすめ(よくある・ときどきある)	61.0%	61. 9%	52.6%	51.6%	55.8%	50.6%	47.0%	44.6%	
す る 意	中学	交で授業以外に自主的に運動したい(思う)	77.6%	76.8%	72.4%	69. 1%					
識	中学	校卒業後自主的に運動したい(思う)					75.0%	71.0%	63.6%	59.2%	









*折れ線グラフは全国の分布です

議第 1 号

山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者の指定について

山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定する。

1 公の施設の名称 山形県体育館及び山形県武道館

2 指定する団体 山形市長苗代61番地

公益財団法人山形市体育協会

3 指定の期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

提案理由

山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者を指定するため提案するものである。

平成 30 年 12 月 25 日提出

山形県教育委員会 教育長 廣 瀬 渉

議第 2 号

山形県青年の家の指定管理者の指定について

山形県青年の家の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定する。

1 公の施設の名称 山形県青年の家

2 指定する団体 山形市大字志戸田 550番地

山形県青年の家管理企業体

3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

提案理由

山形県青年の家の指定管理者を指定するため提案するものである。

平成 30 年 12 月 25 日提出

山形県教育委員会 教育長 廣 瀬 渉

議第 3 号

山形県朝日少年自然の家の指定管理者の指定について

山形県朝日少年自然の家の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定する。

1 公の施設の名称 山形県朝日少年自然の家

2 指定する団体 山形市鉄砲町二丁目 13番 18号

株式会社ヤマコー

3 指定の期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

提案理由

山形県朝日少年自然の家の指定管理者を指定するため提案するものである。

平成 30 年 12 月 25 日提出

山形県教育委員会 教育長 廣 瀬 渉